

平成26年第4回東大和市議会定例会会議録第27号

平成26年12月5日（金曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
保険年金課長	嶋田淳君	産業振興課長	乙幡正喜君
子育て支援課長	高橋宏之君	保育課長	宮鍋和志君
子ども生活部副参事	井上誠二君	青少年課長	中村修君

市民生活課長 田村美砂君  
健康課長 志村明子君  
土木課長 寺島由紀夫君  
学校教育課長 岩本尚史君  
社会教育課長 村上敏彰君

生活福祉課長 尾崎淑人君  
都市計画課長 神山尚君  
建築課長 中橋健君  
学校教育部  
副参事 小板橋悦子君  
中央図書館長 関田実千代君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（尾崎信夫君） 通告順に従い、3番、尾崎利一議員を指名いたします。

〔3番 尾崎利一君 登壇〕

○3番（尾崎利一君） 通告に基づき、一般質問を行います。日本共産党の尾崎利一です。

1、安心して子育てできる環境整備について、保育、医療、教育環境を中心に伺います。

①子育て世代の市民の暮らし向き、子育て環境について、市の認識を伺います。

②保育園待機児童の現状と市の対応について伺います。

③学童保育の来春からの施策拡充について伺います。

④来春からの「新制度」のもとで、保育料や学童保育育成料などを値上げしないよう求めます。いかがですか。

⑤18歳未満の医療費の無料化を求めます。いかがですか。

⑥3月議会で小中学校の特別教室へのクーラー設置を求めたところ、教育委員会は「未設置の特別教室に設置は必要」「東京都の助成対象となる視聴覚室について計画に反映できるよう努めてまいりたい」と答弁しました。進捗状況を伺います。

2、高齢者の医療費助成について。

①75歳以上の医療費窓口負担無料化へ向けて、半額助成制度から踏み出すよう求めます。いかがですか。

3、福祉施設やスポーツ施設などの拡充、運用について。特に国有地、都有地、市有地などの活用について。

①市内にある利用されていない国有地、都有地について、現況と市の考え方、対応について伺います。

②米軍大和基地跡地で警視庁用地となった9ヘクタールのうち、2ヘクタールが30年以上にわたって未利用のまま放置されています。基地返還時、当時の市長、市議会、市民がこぞって無償で市に返還するよう求めた土地です。市の発展を長年にわたって阻害してきた国と東京都の責任は重大です。当然、無償で市民利用に供されるべきです。市の対応について伺います。

③舩添都知事は、7月31日の会見で、特養ホームや認可保育園など福祉施設の整備促進のため、都営住宅等の建て替えに伴い創出される用地から、今後10年間で30ヘクタールを超える候補地を提供するとし、将来活用可能な都有地についても区市町村に情報提供し、都有地活用の準備を迅速に進めるとしました。特別養護老人ホーム、認可保育園増設など福祉施策の拡充、スポーツ施設等の拡充のため、急いで都営住宅空き地などの活用計画を立てて交渉を開始すべきと考えますが、いかがですか。

④スポーツ環境の維持・拡充について、9月議会以降の市の対応を伺います。

以上です。再質問については、自席にて行います。よろしく申し上げます。

〔3番 尾崎利一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、子育て世代の市民の暮らし向きと子育て環境についてであります。核家族化の進展や地域社会のかかわりが薄れていく中で、身近に子育てについて相談できる相手がいないという保護者もふえて、育児への不安感や負担感もふえております。このような中、保育園等の待機児童の解消による就労支援や、在宅で子育てする家庭的保育を支える施策の充実が求められております。当市におきましては、子育て環境の充実を図るため、待機児童問題につきましては保育園の新設や増築等を行い、家庭的保育では子育てひろばの増設や新たに民間保育園での一時預かり事業を開始するなど、安心して子育てできる環境の整備に努めております。

次に、保育園の待機児童数の現状と市の対応であります。平成25年度の待機児童数は、4月1日時点で新定義と言われる数で79人、旧定義で133人、10月1日時点で、新定義148人、旧定義で226人となっております。平成26年4月1日現在の待機児童数は新定義で14人、旧定義で68人、最新の数字といたしましては、10月1日現在、新定義で109人、旧定義で150人となっております。昨年度に比較すると、かなり減少しております。市では、民間保育園の施設整備補助を行う中で、待機児童数の減に取り組んでいるところであります。

次に、平成27年度からの学童保育の施設充実についてであります。市では放課後の児童の安全確保と健全育成のために学童保育所を運営しております。子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されることに伴い、学童保育所の対象児童が、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童から、小学校に就学している児童に変更されます。また、放課後子ども総合プランとして、共稼ぎ家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験活動ができるよう一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるとの趣旨が国から示されていることから、今後、当市におきましては学校施設の活用を視野に入れ、学校と連携した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、平成27年度からの新制度のもとでの保育料や学童保育育成料についてであります。保育料につきましては、国から一定の基準イメージとして示されておりますが、それらを踏まえながらも現在の保育料の水準を維持し、ほぼ同程度となるよう現在検討中であります。また、学童保育所育成料につきましては、現在と同額とする予定であります。

次に、18歳未満の児童に対する医療費の無料化についてであります。現在、市では乳幼児が医療機関を受診したときに、医療保険にかかる自己負担分を全額助成する乳幼児医療費助成事業を実施しております。小学生から中学生までの児童については、義務教育就学児医療費助成事業を実施しておりますが、診療1回当たり上限200円の本人負担があり、また所得制限により対象とならない児童があります。このことから、中学生までの児童の医療費の無料化を国の医療制度として創設することを、東京都市長会を通じて東京都及び国に対して要請しているところであります。なお、高校生等が対象となる18歳未満までの医療費助成につきましては、今後、調査研究したいと考えております。

次に、特別教室へのクーラー設置の進捗状況についてであります。児童・生徒が安全で快適な環境のもとで学校生活を送れることは大変重要であると考えております。引き続き東京都の補助の動向等を踏まえ、特別教室へのクーラー設置について検討してまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、75歳以上の医療費の窓口負担無料化及び半額助成制度についてであります。後期高齢者医療の現行制度においては、被保険者の所得等により、医療費の自己負担の割合が1割と3割になっております。現役世

代と高齢者がともに支え合う後期高齢者医療制度においては、被保険者の方々にも相応の御負担をいただく必要があることから、75歳以上の医療費の窓口負担無料化及び半額助成制度の実施については現状では考えておりません。

次に、利用されていない国有地、都有地についての現状、その対応についてであります。市内の利用されていない国有地は、桜が丘2丁目にあります参議院青梅橋寮跡地と桜が丘3丁目にあります国家公務員宿舎建設予定地の跡地があります。現況としましては、参議院青梅橋寮跡地につきましては、財務省と参議院が所有しております。また、国家公務員宿舎建設予定地の跡地につきましては、教養訓練施設計画地として警視庁が管理しているところであります。また、都有地では、向原地区プロジェクトが休止としております向原団地用地や、後期建て替え計画を作成中の東京街道団地があります。利用されていない国有地や都有地の利活用の可能性につきましては、庁内組織の市有地等利活用検討委員会におきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、警視庁が管理しております国有地の対応についてであります。この国有地は有効活用が可能な大規模な土地であると認識しているところであります。国有地の利活用の可能性につきましては、市有地等利活用検討委員会におきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、東京都の都有地活用施策についての今後の対応についてであります。東京都は今後、福祉インフラ整備への活用が見込まれる候補地について情報の提供を行うとしておりますが、現時点ではまだそのような情報提供はございません。市といたしましては、東京都の意向を注視しつつ、必要な調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、スポーツ環境の維持、拡充についてであります。警視庁グラウンドにつきましては、平成26年9月下旬に道路部分に張り出した工事箇所が縮小され、警視庁グラウンドの仮囲い内におさまったことから、10月に再度、要望書を提出させていただきました。その後、警視庁に確認したところ、現地の状況確認が済み、現在は利用再開に向けた条件面の整理をしているとの回答をいただきましたので、今後、具体的な調整に入っていけるものと認識しております。

以上です。

失礼いたしました。27年から学童保育所の施策拡充についてであります。「共働き家庭」というところを「共稼ぎ家庭」と発言してましたので、訂正をさせていただきます。

失礼しました。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、特別教室へのクーラー設置に対する進捗状況についてであります。教育委員会といたしましては、良好な教育環境を確保するためには、未設置となっております特別教室においても、設置を進めていく必要があると認識をしております。そこで、都の補助対象となる視聴覚室について、補助の活用を検討いたしました。補助条件の下限額について条件に見合わない判断をいたしました。現在のところクーラー設置に向けての計画はございませんが、設置には大きな予算を伴うことから、引き続き東京都の補助の動向を踏まえ、未設置となっている特別教室について計画に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) 先ほど朝の挨拶を忘れまして。おはようございます。よろしく申し上げます。

再質問を行います。

1の①のところで、子育て世代の方々の市民の暮らし向きですね、子育て環境についてということで伺いました。まあ核家族化が進んでいるという問題を指摘されましたけれども、経済的にも大変な状況があるというふうに認識してるんです。それで、9月議会でも、この点について答弁いただきました。これは市民全体ですけどね。市民1人当たりの給与収入額、平成9年度が551万6,000円だったのが、25年度は476万1,000円、1人当たりの所得額では平成9年度、382万4,000円、これが25年度は310万6,000円、15年間で給与収入で年間75万5,000円、13.7%の減少、所得額で年間71万8,000円、18.8%減少してるという状況、これは市の答弁です。

その一方で、社会保険料負担のほうは、平成9年度が41万8,000円、25年度が48万1,000円、年間6万3,000円、15.1%増加してるという状況が市の答弁で明らかになりました。

それで、最近の状況をとっても、これは新聞、テレビで報道されてますが、実質賃金が16カ月連続で減少をしていると。ことしの春闘の賃上げについては、実質賃上げ率、これは70年代以降、実質賃上げ率がマイナスになったのは76年と80年の2回だけだったわけですけども、これが34年ぶりにマイナスになるという事態が進んでいます。こういう状況というのは、子育て世代の方々については、私は例外でないどころか、やはり1995年の日経連の報告以降、労働法制がどんどん改悪されて不安定雇用、非正規雇用が拡大していくという状況の中で、やはり子育て世代については一層大変な状況になってるというふうに考えられるわけですけども、この点について市はどのように認識してるのか伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、尾崎議員のほうから、給料は上がってるけれども、物価の変動等で実質実入りは減るといったのがずっと続いているというようなお話、伺ったところでございますけれども、やはりいろいろな調査等で、新聞社等の調査で、いろいろ子育て関係のよく特集等が載っておりますけれども、そういうところを見ますと、今後も日本の中で子供を産みやすい社会になると思ってる方は2割しかない。8割の方はならないだろうと。理由を聞きますと、仕事と育児との両立が難しい。そこに、まだ小1の壁があるとか、それから少子化対策の予算が不足してるというところで無理だろうというようなところがありました。またあと人材派遣会社の調査なんかによりますと、専業主婦の9割ぐらいが働きたいというところの数字なんかが本日の新聞とかで報道されてるところでございまして、やはりそういう中で国のほうも首相と経済連等ですかね、懇談の中で来年の賃金、春闘のベースアップも首相がお願いしたなんていう記事が、先月載ったところは拝見したところでございます。そんな中、国のほうも今回の消費税を上げた対策として、子育て世帯の負担の緩和ということで、子育て臨時特例給付金を交付したわけでございますけども、当市におきましても子育て世帯の9割以上が対象になったというところで、交付事務がそろそろ終わるところでございます。

そんな中、現在、子ども・子育て支援事業計画を策定中でございますけれども、その計画のこれからの進管理の中で、やはりどのように成果指標を見ていくのかというところを、今検討してるところでございますけれども、計画をつくるに当たりまして、昨年の10月に市民に対してニーズ調査等を行ったところでございますけれども、その中でこれからも東大和市で子供を産み育てたいと希望する人の割合を聞いたところ、まあ未就学児童は55%ぐらい、就学児では38%ぐらいの方が、これからも産み育てたいというような回答をいただいたところでございます。そちらを上げるというところで計画もつくって、さらにそれに伴う行動計画というか、施策を打っていくところでございます。これから認可保育所につきましても、先ほど市長の答弁で施設整備等を行ったところで、平成22年から26年の4年間で定員で250名、率にしますと15%以上の定員増が図れた。それから、就学児に対しては学童保育所の待機児童対策としては、ランドセル来館事業で待機児童対策を行った

り、放課後子ども教室も全学校で行ったりというような施策を打ってるところでございます。

これから国のほうも、ことしの1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されまして、8月にそれに関する大綱が閣議決定されたところでございます。その大綱に基づきまして、東京都のほうもこれから子供の貧困対策計画を策定するということでございますので、そこで行動計画、施策が示されると思いますので、それらに沿いまして当市もいろいろな事業をやっていききたいというふうに考えてるところでございます。

長くなって済みませんでした。以上です。

○3番（尾崎利一君） 私は東大和市が、この子育て環境の整備の問題で、全くやっていないとか言うつもりは全くありません。頑張っているというふうに認識しています。ただ、市民の今の置かれている状況を、やはり全面的に明らかにして、何が必要なのかということ、行政として取り組んでいただく必要があるというふうに思っています。

国民生活基礎調査、最近、発表されましたけども、30代、40代の世帯で貯蓄が減った世帯、それぞれ35.4%、38.5%ですが、減った理由の約7割は日常の生活費への支出ということで、厳しい暮らしぶりがうかがえます。それから、児童のいる世帯で貯蓄のない世帯は15.3%、100万円未満の世帯を含めると4分の1、25%に達するという状況で、とりわけひとり親世帯の貧困率は世界でも群を抜いて54.6%と。今回の調査では、子供の貧困率が過去最高の16.3%となって、しかも初めて全体の貧困率16.1%を上回るということで大きな問題になりました。子供の6人に1人が貧困状態ということで、負の連鎖が強まっているという状況なんですね。

そういう点で、やはりこの問題は、政治の責任、何をおいても政治の責任が問われる問題だというふうに私は考えてるわけですけども、この点では市の認識はいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほども申し上げましたけれども、これから子供の貧困対策ということで、数値目標としては、発表されてるときには、子供の貧困率、平成21年が15.7%を、平成33年までに10%未満にするというところで掲げたんですけども、先ほど尾崎議員から御紹介あった国民生活基礎調査、平成25年を見ますと、そのときよりも既に0.76ポイントですか、上がっていて、16.3%になってるというのは承知しているところでございます。

先ほど私のほうから答弁いたしましたけれども、国のほうが子供の貧困対策に対する大綱を8月に制定いたしました。それをもとに、都道府県は行動計画を、それを勘案して策定するというようなところが努力義務としてされておりますので、東京都につきましては、その策定に向けた動きを開始したというところを聞いてるところでございます。その中で、やはり基本的な施策といたしましては、教育、教育費に関する支援であったり、社会保障の充実、それから親の就労に関する支援、それから子供とか親に対するサポートシステムの構築等が大きな目玉として挙げられておりますので、東京都におきましてはこちらを勘案して計画をつくるということでございますので、早々に計画策定後に市町村に対しまして行動計画の内容が示されると思いますので、当市にとってできる施策を選択いたしまして、実施していければよろしいのかなというふうに思ってるところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） この問題が、やはり当面する政治の大問題だという点についての認識が共有されたというふうに、今の答弁で思います。

それで、②のほうへ移ります。

保育園の待機児童の現状の問題で、先ほど4月、10月ということで待機児童の状況、答弁いただきました。

それで、6月議会で西川議員が、認可保育園の増設、増築で待機児童解消を図るべきだということで要求した際に、まあ幼稚園が認定こども園に移行していけば、現状でも待機児童の解消の可能性があるということで答弁ありましたが、その後の経緯はいかがでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 市内には幼稚園が3園、幼稚園類似施設が1園ございます。このうち1つの幼稚園につきましては、併設する認定こども園の実は認定を返上して、一、二年ですね、新制度の様子を見てから、再度、認定こども園に戻りたいとの意向を示しておられます。残りの2園の幼稚園さんにつきましては、現在は新制度での認定こども園に移行するという意向は聞いてございません。また幼稚園類似施設、1園、こちらにつきましては、現在、認定こども園への移行を目指していらっしゃるということで聞いております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） まあ認定こども園の問題、大分新聞紙上などもにぎわせていて、手をおろすところが多いというふうに報道されています。それで、これは幼稚園の側を責められない、国の責任だというふうに思いますけれども、なかなかここで待機児童解消というふうにはならない状況だということだと思います。

それで、これも6月議会の答弁で、4月の待機児童68名のうち、42名は入所可能な保育園があるのに、そこでは困ると言って待機している方だという説明がありました。これはほかに入所可能な保育園というのは、これは認可保育園を指しているのでしょうか。認可保育園で入れるところがあるのに、そこへ行かないということなのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 4月の待機児童数68名のうち、42名の方が入所可能な保育園と申ししたのは、認可保育園のうちで入所可能な保育園という意味でございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 私が子育てしたのは大分昔の話ですけども、やっぱりだっこひもで15分ぐらい歩いて保育園に連れていきました。結構大きな子で、肩が痛くて、かみさんよくこれで連れていけるなと思って驚いたりしたわけですけども、認可保育園があいてるといっても、例えば桜が丘の方が谷里保育園のほうへ連れてくというのは、なかなかこれ困難だと思うんですが、市はこころ辺についてはどういう認識なのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 確かに今おっしゃられた事例ですね、これについては特に市の最も西南部から市の最も北東部の施設への場合ということでございますので、これについては特に徒歩の場合には難しいと私どもも認識しております。ただ、先ほど申し上げた、ほかに入所可能な保育園という場合については、全てこのような事例であるというふうには考えておりません。自転車で移動できる範囲内にある保育園も多くありますし、また駐車場が充実する保育園もございますので、全てが実際は通園できない施設であるというふうには考えてございません。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 当時、私は車を持っていなかったので歩いて行ったし、自転車ではまだとても連れていけるような状況ではないという子供の状況でした。いずれにしても、4月が68人、10月が150人、11月、12月と、これまた160人、180人というふうにあふえてきてるんだと思いますけれども、毎月これはふえ続けるわけですよ、産まれてくるわけですから。それで、大体毎年3月ぐらいになると、もう200人とか、まあ300人まで今いかないかもしれませんが、待機児童がふえるということになるわけです。こういった方々、保育園に子供が入れないという方々は、これどのように対処しているのかわかったら教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 認可保育園に入れなかったお子さんにつきましては、認可外保育園と具体的には市

内の認証保育園とか家庭福祉員さん、こちら等で保育を受けていただいております。また、在園児の移動がございますれば、保育の必要性が高いから順に入園していただくようにしております。多くの方につきましては、5歳児が卒園する年度がわりの4月、こちらに入園していただくことが多くなっております。

以上でございます。

○3番(尾崎利一君) 10月1日時点で109人、新定義でもね。ということになると、この方々は受け皿がないという方々だと思うんですが、こういう方についてはどうされているのか、わかったら教えてください。

○保育課長(宮鍋和志君) 引き続きお待ちいただいたり、家庭福祉員等、あるいは認証保育所、空きがあればすぐに御紹介するというような形で対応してございます。

以上です。

○3番(尾崎利一君) これ4月と10月については、待機児童の内訳がわかるんだというお話、以前、伺いましたけども、この内訳というのがわかれば教えてください。

○保育課長(宮鍋和志君) 待機児の内訳でございます。まず26年4月1日現在ですが、こちら新定義で14人、旧定義で68人ということでした。新定義14人の年齢別内訳は1歳児のみでございました。1歳児のみで14人でした。逆にもう一つの旧定義ですね、68人、こちらの年齢別内訳は零歳児が12人、1歳児が32人、2歳児が18人、3歳児が1人、4歳児が4人、5歳児が1人の計の68名でいらっしゃいます。

それから、2番目として26年10月1日現在の待機児童数が、新定義で109人、旧定義で150人でしたが、この新定義109人の年齢別内訳は、ゼロ歳児が64人、1歳児が36人、2歳児が9人、3歳児、4歳児、5歳児はゼロです。合計で109名になります。旧定義のほうの150人、こちらですが、ゼロ歳児が74人、1歳児が46人、2歳児が21人、3歳児が7人、4歳児が1人、5歳児が1人、合計の150人、こういうふうな内訳でございます。

以上です。

○3番(尾崎利一君) 今、年齢で伺ったんですけど、ほかに何か休職中だとか何とかって、そういう分けとというのはないんですって。

○保育課長(宮鍋和志君) 議員がおっしゃってるのは、こちらのことでしょうか。まず26年4月1日、新定義で14で、旧定義で68だったんですが、68の旧定義を新定義に換算するときに、理由がございます。判定理由として、まず他施設を利用しながら待っている方、こちらについてはもう既にほかの施設に入っているということで、新定義のほうでは削減することになっています。こちらは12名ですね、認証保育所とか家庭福祉員とか、認定こども園さんとかに通っていらっしゃる方、12名、こちらを削除します。もう一つは、私的理  
由ということで入っていないということで、1園のみしか希望されてないとか、ほかに入所可能なんです  
が、御紹介しても、「まあ、それは」ということでお答えになられてる方が42名ということです。先ほど申し上げました他施設を利用している方が12名、それから私的理  
由の方が42名、68から54名を引いて、新定義14ということになります。

○3番(尾崎利一君) ごめんなさい。この待機児童の問題で、実際に保育園に子供、お子さんを2人、預けて  
るというお母さんにお話、伺いました。働く女性にとって、保活というのが死活問題になるということで、職  
場に戻れるかどうかがかかっていると。契約が打ち切られるかどうかがかかっている。それまでのキャリアが水泡  
に帰すかどうかがかかっている。それぐらいの大問題なんだというお話でした。生まれたばかりのときは、認可  
保育園にあきがないというので、認可外保育所、いろいろ訪ねたけども、うちは手がかかる子は預かれないと

いうことで断られたこともあったというお話を伺いました。

それから、これは東大和市でも現実にあることですが、2人が別々の保育園になって、これはなかなか、ぜいたく言うなという声も、入れるだけいいだろうという声もあるようですが、これは大変なことだということも伺いました。その方の知り合いで、認証保育園と認可外保育所に預け続けて、保育料が高くて、何のために働いているのかわからない。それでも、働き続けるために高い保育料を払い続けてるといってお母さんもいらっしゃるといってお話、伺ってます。

今12月ですけれども、この12月に生まれた子どもでも、きちんと認可保育園で安心して預かって、お母さんにも、もちろんお父さんにも安心して働いてもらうということが求められると思いますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） そういう中で、先ほども平成22年から26年にかけて、15%ぐらいの定員枠をふやしたというところでございます。今年度も1つの保育園、テマリ保育園で建て替えによる定員増、さらには紫水保育園で増築をいたしまして定員増を図る予定でございます。その中で、昨年、平成26年度当初と同じだけの要望というか申請があれば、数的には受け入れ枠は広がるというところで考えておりますけど、先ほど来、課長のほうでもお話ししてますけれども、やはりこの保育園ではだめだ、ほかでは行けないというような方につきましては、なかなかそれを、要望に見合うだけの、やはり受け入れ先がないというところでは、待機児が出るのかなと思ってますけども、さらに新制度におきましては小規模保育所とか、それから保育ママも制度にのった施設でございますので、そちらのほうも御紹介することと、選択をされる方もいらっしゃると思いますので、その方につきましては新制度における保育施設の利用ということで考えておりますので、定員的な受け入れ枠につきましては、需要を満たすだけの用意は来年度に向けて準備をしているというところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 私は、先ほど10月1日現在で、新定義で109名、私的理由でもなく、そして認可外保育園に通えもしないという方々が、それだけいるという数値を伺って質問してるんです。

それで、私は先ほどお母さんのお話、紹介しましたけれども、東大和市はいろいろ頑張ってきているという認識を持っていましたし、まあ頑張ってきてくれるとは思って、今もそれは思ってますけれども、しかしこういう実態がやはり現実にあるということなんですよ。それで、東大和市は認可保育所はもう当面つくる予定はないというふうに答弁されてます。しかし、この実態、見れば、やっぱりつくらなくちゃいけないんじゃないかと。いろいろ地域型保育とか言いますが、じゃ受け皿が実際にあるのかっていったら、なかなかあるわけでもないですよ。現状、現実に109名からの方が入れない。10月時点で入れない。これ、まあ12月だともっとふえてるという状況になるわけですから。

それで、ほかの前のやはり答弁で、期中に生まれるお子さんについては、弾力的運用で受け入れができるようになってるんだけど、保育士が足りなくてそれができないという答弁がありました。私は弾力的運用という名のもとに、子供をぎゅう詰めにするというのは反対ですけども、保育士が確保できない、それから以前、聞いたお話で、これから認可保育園つくっていくということになると、20年ぐらい先を見通さないと、民間で保育園建設というのは二の足を踏むんじゃないかと。少子化が叫ばれる中で、なかなか難しいというお話も伺ったことがあります。

こうしたことを考えると、子育て新制度で民間のいろんな認可外の保育園の力を使うというのは逆行してんじゃないかと。保育士確保していくという点でも、それから将来のそういう不安を解決していくという点でも、

公立の保育園をふやしていくということをする以外に待機児童の解消、これ難しくなってくるのではないかと  
いうふうには私は認識してるんです。この点については、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） まず弾力的運用のことですけれども、やはりこれはぎゅうぎゅう詰めではご  
ざいませんで、やはり子供に対する必要面積というのは確保した上でではないとできない制度でございますの  
で、制度的には合致したものでございます。それから、公立保育園ということでございますけれども、民間保  
育園の協力を得まして、ここで、この4年間ぐらいで15%ぐらいの定員増を図れたところでございます。

そんな中で、人口推計を見ますと、平成15年から26年の実績で6%ぐらい人口、お子さんの人口が減ってる。  
それから推計で見ますと、26年から10年後にはさらに減りまして、平成15年から平成36年ちょっと見ましたけ  
ども、約20年間ぐらいで1割ぐらいお子さんが減るというような状況がございます。そんな中で、やはりお子  
さんを受け入れる施設もここで、平成27年度からいろいろな選択ができるように取りそろえてるところでござ  
います。その中で、やはり将来的には、現在の定員を満たすだけのお子さんが果たしているかというふうにな  
った場合、きっと余裕というか、かなり空きが出る保育園があるのではないかなというふうに見込まれてる  
ところがございます。数園、大きく保育所を、保育園を運営している法人などでは、将来的な構想ももう持つて  
るようでございます。例えば需要が少ないところはほかに転用するか、そのような考えもお持ちのところは  
聞いてるところでございます。

今後、公立保育園を増設した場合に、東大和市は過去に、現在もですけれども、民間保育園にお願いして  
るところが非常に強うございますので、運営に大きく影響を与えるということと、それから職員、保育士を建設  
した場合には採用しなければならないわけですけれども、将来的に定員が非常に余った場合に、その公立保  
育園も転用を、民間保育園に対して早目に転用をしなければならないと思います。そういう中で、保育士の処遇  
等を考えると、転用もなかなかうまくいかないのではないかなというようなことも考えられますので、現在に  
おきましては従前の西川議員等からの御質問の中でお答えしてますけれども、今後、保育園についての増設  
は考えない。もちろん公立保育園も含めてでございますけれども、現在ある施設の有効活用によりまして待機  
児童解消は図っていききたいというふうにご考えてるところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） まあ答弁はわかりましたけれども、実際に10月で109名の方が、新定義でも入れない  
ということがあるわけです。それで、契約を切られるかどうかということで必死になってるお母さん方がいらっ  
しゃるという状況あるわけで、そういうときに将来の推計もある、何もあるということになれば、やはり民間  
でそこを手当てするのは非常に困難だと、やはり公の責任が求められるというふうには私は思います。

それで、東大和市では公立保育園の運営費補助が打ち切られたということもあって、これは東大和市だけ  
はありません。民間へ、どんどん公立保育園を民間にしていこうということで、今1園しかないという状況で  
すけれども、私は今の現状に至ってこの運営費補助を国に復活させると。そして、子供の命と安全、最優先で、  
やはり条件の整ったところに安心して預けられるという状況で、待機児童解消に当たるということを求めたい  
と思います。この点では、子ども・子育て新制度は公的責任を後退させるのではないかと、問題の解決を遠ざけ  
るものだという点を厳しく指摘したいと思います。

この点については、以上で終わります。

③のところ、学童保育の問題ですけれども、ことしの3月議会で学童保育の人員体制について、私のほうで  
質問しました。職員の常時複数体制について、努力したいという答弁いただきましたけれども、現状どうなっ

ているのか伺います。

○青少年課長（中村 修君） 現状であります、単独学童保育所におきましては、人員を確保しつつ複数体制をとれるように努力しております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 努力してるというのは、まだそうになってない。しかし、あの答弁のときよりは前進してるということでしょうか。

それで、あのとき桜が丘学童の保護者の方から不安が出されてるということで取り上げましたが、桜が丘学童についてはどうなってるんでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 桜が丘学童保育所につきましては、現在人員を確保して複数体制にて努めております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） じゃ、同じですね。努めてるということは、そうになってない。ちょっとそこ、もう一度お願いします。

○青少年課長（中村 修君） 申しわけございません。桜が丘につきましては、複数体制をとっております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） いいことははっきりと、ぜひ答弁をお願いします。

それで、あと7時までの時間延長についても、これ3月議会のときに前向きな答弁をいただいておりますけれども、来春以降のこの7時までの時間延長、検討状況はいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 学童の時間延長でございますけれども、御承知のとおり平成25年に、夏休みの場合は8時半から開始だったのを8時に前倒した。ことしの4月からは、土曜日でも8時から開始したというところでございます。それから、終了時間の延長につきましては、毎年、学童保育クラブの父母の会で協議会というのがございまして、毎年、要望等いただいているところでございますけれども、ここ数年、やはり前倒しにしていたのは好評を得たところでございますけれども、時間延長につきましても、毎年要望いただいているところでございます。ただ、来年度、平成27年度は学童全体の受け入れ体制を、3年生までだったのを6年生まで拡大することから、やはり職員体制を確保するのが先決というところでお話しさしていただいております。非常に現在の指導員の数では足りませんので、そちらも採用をして、体制を整えてから検討するというふうにお答えしたところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 小学校6年生まで受け入れることになるということから、その状況を見た上で実施に向けて検討していただくという理解でよろしいですか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今申し上げたのは、まずは平成27年度は受け入れ体制の確保をすることが先決でございまして、その指導員の確保ができないと非常に、6年生まで受け入れもできなくなってしまう。まずそれが先決でございまして、これから新たな職員の採用を予定しておりますけれども、周知を図りまして、多くの方が応募していただくことを願ってるところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 早期に実施していただくよう、検討を進めていただくよう要求します。

⑤の18歳未満の医療費の無料化の問題ですけれども、先ほど御答弁いただきましたが、未就学児については

所得制限も窓口負担もないけれども、小中学生については所得制限があって窓口負担も1回200円と。9月の決算特別委員会の答弁で、小中学生の医療費無料化について幾ら必要かということで伺いましたが、一部負担金をなくすのに1,263万円、所得制限撤廃で1,290万円、合わせて2,553万円ということで答弁いただきました。これについては、何度も私、取り上げてますけれども、東京ガスと東京電力とNTT、3社に対して道路占用料2,500万円、値下げしたと。これもとに戻して、小中学生の医療費の完全無料化、これ実施すべきだというふうに考えますが、市長、いかがでしょうか、これ。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 小中学生を対象としております義務教育就学児医療費助成制度でございますけれども、やはり先ほど市長の答弁にもございましたけれども、区部におきましては、この所得制限等は撤廃されてるということでございます。ここ数年来、東京都市長会を通じまして、中学生までの児童の有料化について、国の医療制度として創設するよう要請してるところでございます。こちらを一財でやると非常に、一般財源で負担するとなると、先ほど尾崎議員のほうから紹介ございましたように二千数百万円、約3,000万円ぐらいの負担が生じるということでございますので、こちらを単独でやっていくということは、現状では難しいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 私は、とり方、使い方という点で、こういう財源があるじゃないかということでお示しをしたわけです。ぜひ、そういうことで進めていただくよう要求します。

それから、中学卒業後、18歳未満までの医療費無料化を実施するということになると、どれぐらいかかるんでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 中学卒業後から18歳未満までの医療費の無料化についての試算をいたしますと、所得制限、あと一部負担金がない場合でございますが、医療費助成費といたしまして約5,900万円、それに事務費が約200万円で、合計いたしますと6,100万円ほど必要というふうにしております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） これ、ちょっと幾つか前提条件あると思いますが、概要を教えてください。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 試算の条件でございますが、医療費の単価につきましては、⑤義務教育就学児医療制度の数値を利用いたしまして単価を算出しております。そして、高校生の人数ですが、平成26年度の4月1日の人数を試算で使っております。そして、そのうち所得制限の対象者になる方が10%、そして受診率は100%で試算をいたしました。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） これは、この議会でも取り上げられましたけども、2008年に保険証のない15歳以下の子供が3万人いると、全国ですってね——ということがわかって、その後の対応で18歳未満の子供の無保険問題は基本的には解決したということだと思います。それでも高い窓口負担による受診抑制、健康の破壊や手おくれによる死亡事例、これはふえ続けているということで民医連が毎年発表してます。

最初に、子供の貧困の問題、子育て世代の方々の暮らしの悪化、この問題を取り上げましたけれども、この問題は子供の命を守る取り組みだというふうに認識しています。年間6,100万円の支出、これが高いのか安いのかということ、ぜひ御判断いただきたいと思います。

先ほどの計算、受診率100%ということでしたが、この間、日の出町に行って、あそこもこれやっていますが、実績では受診率56%です。まあ6割で計算すると3,600万円というふうになるわけで、ぜひこれ実施に踏み切

っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子育て世帯への支援は、重要であるというふうには認識しておるところでございますけど、先ほど来、市長も答弁しておりますけれども、やはりまずは小学生、中学生の医療費の無料化ですね、そちらのほうが先決だと思いますので、こちらのほうが早急に実施されますよう、やはり東京都に要請をし続けて、採用していただくことが先だというふうに考えております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） それは、国や東京都に私たちも要求をし続けておりますので、一緒にそれは頑張っただけで要求はしていきたいというふうに思いますが、市長は決算特別委員会で、この相対的貧困の問題について触れました。一市町村では解決は困難だけれども、できることはやりたいということで答弁をされたわけです。子供の貧困が大問題になったのは、この保険証のない15歳以下の子供が大問題になったのと同じ年です。それから6年たっていて、去年は子どもの貧困対策法が成立しましたけれども、実際は何も進んでないどころか、親の貧困が子供へと、子供の貧困が大人になってもという貧困の連鎖がかえって強まっていて、問題が拡大し続けているというのが今の現状だと思います。その点で、まず命を守るというところから出発すべきではないか。

貧困は健康をも破壊します。これは教職員組合が発行してる「保健室から見える子どもの貧困の実態」というパンフレットに載ってますが、これは高校の事例、生活保護家庭が42%で、ひとり親家庭が50%というある高校の事例が紹介されてます。永久歯32本中20本が虫歯でも医者に行かない。視力が0.06でも眼鏡をかけない。親も病院に行くより借金を返すことが先と病院に連れていかない。生活が大変になると最初に切るのは医療費ということです。

それから、「子どもの貧困白書」というのが出されてますが、ぜんそく患者が発作を繰り返して救急車でそのたびに来ると。継続した治療を受けないと、これだめなんですね。発作、起きるたびに担ぎ込まれても。これ大変な事態に、命にかかわる事態になっちゃう。だけれども、今度発作を起こしたら命にかかわる、こういう事例も紹介されてます。ここにやはり手を差し伸べるということは、政治の責任が大きく問われる問題だと思うんですが、市長も先ほどの決算特別委員会の答弁にも照らして、この点についてどういう御認識なのか伺います。

○市長（尾崎保夫君） 決算特別委員会で、絶対的貧困、それから相対的貧困の関係の御答弁というか、答弁をさせていただいたかなというのは覚えてますけども、これは日本だけではなくてアメリカとか先進国を含めて、特にアメリカ、米国においてはというふうなこともあるわけですけども、絶対的貧困ということで、それにつきましては今現在、扶助制度ということで、昔から生活保護等を含めて、そういった意味での拡充はされてきたのかなと、制度的にも拡充されてきたのかなというふうには思っているわけですが、絶対的貧困というのは外から見て見えるということで、私は相対的貧困というのは、あのとき言ったかどうか覚えてませんが、見えない貧困だというふうに理解はしています。要するに、ごく普通に生活しているけども、実態は非常に厳しいと。実際にお勤めをしたり、働いているということは働いているわけですが、相対的貧困の金額的なもの、122万円から125万円ぐらいの金額だったというふうに理解してるわけですが、実際にその金額で生活するということになりまして非常に厳しいものがあるということは、簡単に理解できるんじゃないかなというふうに思っています。そういった意味で、国の制度のあり方、あるいは東京都の制度のあり方というのは、これから見えない貧困等に対する対応というのは、しっかりやっていく必要があるだろうというふうには思っています。ですから、私ども市町村でそれが対応できるかということ、なかなか難

しいところがあるかなというふうには思っています。

ただ、将来の子供ということで、今回は子育てということで御質問でございますので、子供ということは、従来から申し上げてますように、東大和の将来をしょって立つ子供のために投資するということに対しては、将来に向かってこの東大和のためになるものだというふうには理解しています。そんな考え方を基本にして、子育てについてはしっかりと対応していければというふうに思っています。

○3番（尾崎利一君） 今、市長から御答弁いただきましたけど、本当に日本の場合は、ワーキングプア、働いているけれども、貧困状態という非常にゆがんだ状況になってるというふうに思います。それで、これはできること、できないことあると思いますけれども、先ほど言いましたが小中学生で2,500万円、それから高校生で3,600万円、合わせて6,000万円ですかね。市が今、毎年そうはいつでも10億円ずつぐらい積み立てるという状況があるわけですから、ぜひここは子供の命を守るという点で、国や東京都にも要求しながら、市としても手を打っていくという御決断をいただきたいというふうに思います。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

---

午前10時44分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（尾崎利一君） 先ほどちょっと④を抜かしてしまったようなんですけども、保育料と学童保育保育料、先ほどの答弁、値上げはしないということだったと思いますが、それでよろしいかどうか、もう一度確認だけお願いします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 来年度からの保育園の保育料でございますけれども、現在、国のほうから、国の徴収基準のイメージが示されてるところでございます。こちらにつきましては、年末から年明けにかけて正式なものが示されるということでございますけれども、我々は今、国が示しておりますイメージの基準額表に基づきまして、現在と同程度となるように作業を進めてるところでございます。内容につきましては、従前から国の示している徴収基準額の2分の1程度というところを目標に設定をしてるところでございます。

それから、学童の育成料につきましては、今年度と同じ額で、来年度、お願いする予定であります。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 八王子だったかは、いろいろ検討したら、いろいろ動くんで、もう所得税、今までどおりこうということを決めた自治体もあるようです。肝心なのは、国の基準の半分とかはいいんですけども、負担する側の額が変わらないと、基本的に変わらないというところでの確認だけお願いします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 国の基準は、今まで所得税だったんですけども、今度、所得税にということでございますけれども、所得税ベースから市民税ベースに換算し、かつ平成26年度と同額程度の保育料の算定をしたいというふうに考えておりますので、その作業をしてるところでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 先ほど来、繰り返してますけれども、暮らしが大変な状況ですので値上げにならないよう、まあ値上げにならないという御答弁だと思いますが、お願いしたいと思います。

⑥のほうですけれども、この通告後いただいた市の実施計画で、特別教室へのクーラー設置、載っていなかったのが大変残念に思っていたところですけども、共産党としても、国に対して1校当たり400万円以上と

いう制限をなくして、使いやすくするように申し入れるという予定をしています。特別教室へのクーラー設置について、現場、それから子供たちから寄せられているような声があればお聞かせください。

○**建築課長（中橋 健君）** 特別教室へのクーラー設置につきましては、普通教室の防火の後、多くの学校やPTAから要望をいただいております。内容といたしましては、普通教室はクーラーが設置され、好評いただいておりますが、未設置の特別教室につきましては、学習環境の向上のため、ぜひクーラーを設置していただきたいとの要望をいただいております。

以上でございます。

○**3番（尾崎利一君）** 先ほどの御答弁で教育委員会としても、まあ図書室、音楽室、パソコン教室、視聴覚室だけではなくて、他の特別教室も含めてクーラー設置は必要だという3月議会も答弁も、また確認する答弁いただいたというふうに思っています。

それで、これは一般財源だけではなかなか大変だという御答弁もいただきました。これは早期に、ぜひお願いしたいんですけども、私たちも一貫して特別教室にもクーラー設置ということで求めてきましたが、都教委でも動きが今出てきてると。小中学校の特別教室のクーラー設置について、都立高校の特別教室のクーラー設置状況に合わせて、今回、4特別教室を助成対象にするという動きがありました。同様の動きで、さらに都教委は都立高校の冷房化未実施の特別教室について、整備計画策定のための調査を実施するという方向性を示しています。これは小中学校についても、特別教室、全てを助成対象とする方向へつながる動きではないかというふうに捉えてるわけです。こういった状況も機敏につかんでいただいて、いち早く全特別教室へのクーラー設置、進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 学校の特別教室へのクーラーの設置につきましては、東京都市教育長会を通じましても東京都にも要望しております。その内容としましては、普通教室に引き続き、現在、東京都では4つの特別教室ということになっています対象を、拡充していただきたいなどがその内容でございます。クーラーの設置には、先ほどの答弁と重なりますけれども、大きな予算が伴うものでございますので、東大和市として実施する場合には、国、そして東京都の財政的な支援が欠かせないものと考えております。今お話がありましたような国や都の動向にも注視しながら、このクーラーの設置の可能性、探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（尾崎利一君）** これはぜひ、そういう現実的な動きとして出てきているというふうに認識してますので、これは逃さず捉えていただいて、いち早く進めていただきたいというふうに思います。

次に、2番の高齢者の医療費助成の問題に移ります。

先日、日の出町に行ってきましたけれども、日の出町では18歳未満の医療費の無料化、75歳以上の医療費の無料化、さらにはがん治療の無料化など実施し、報道によると今度は70歳以上の医療費助成にも踏み出すということのようです。檜原村は、75歳以上の医療費について窓口負担の半額助成を実施しているということです。東大和市で、75歳以上の窓口負担無料化のためにはどの程度お金が必要なのか、半額助成についてはどうなるのか伺います。

○**保険年金課長（嶋田 淳君）** 東京都後期高齢者医療広域連合から示されております平成24年度の東大和市の後期高齢者被保険者にかかります医療費及び医療給付費、こちらの数字を用いまして御説明申し上げます。

医療費全体から保険より給付した金額、こちらを差し引いた額が約5億7,000万円という形になりますので、無料化を実施した場合には5億7,000万円程度、それから半額化ということになりますと、この半分というこ

とでございますので2億8,500万円と、こういった数字になるかというふうに推計しております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） この問題は、3年半前の3月議会で、私、取り上げたんですけれども、高齢者の方々の暮らし向きが厳しい上に、この間いろんな増税やられてますけれども、その当時、とりわけ高齢者の方々に負担増が集中したという状況がありました。実際に伺ったお話としても、高齢者の方々にとって一番の不安は医療費の負担だというお話もいただきました。何かあったときの医療費負担を考えると、とてもお金なんか使えないよというお話もいただいたわけです。

そこで伺いますけれども、75歳以上の方々の所得の水準について、所得階層別に人数と割合を伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 75歳以上の方の所得の水準ということでございますが、後期高齢者医療の被保険者ということでございますので、今年度、7月におけます後期高齢者医療の保険料当初賦課、こちらの段階での所得階層別の人数、割合等について答弁させていただきます。

まず、全体の賦課人数でございますけれども、こちらが9,227名でございます。所得なしという方が5,293名で、割合は57.4%でございます。なお、この「所得なし」という表現でございますけれども、基礎控除後の旧ただし書き所得ということでまとめてございますので、全く収入がないというわけではございませんので、御承知おきいただければと思います。次に、1円以上、100万円以下の方が1,392名、15.1%。100万1円以上、200万円以下の方が1,695名、18.4%。200万1円以上、500万円以下の方が655名、7.1%。最後になりますが、500万1円以上の方が192名、2.0%。このような数字になっております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 基礎控除後の旧ただし書き所得ということで、33万円これに足すと所得が出てくるといふことだと思いますが、今のお話で3年半前よりも、やはり所得の低い方がふえているという状況です。3年半前は、まあ所得ゼロ、もしくはただし書きのことを考えれば33万円以下、これ55%でしたが、今回は57.4%ですし、100万円以下、まあ133万円以下というふうに言いかえると、前回70%だったのが今回は72.5%になりますかね。だから、やはり高齢者の方々の中で所得が少ない方がふえてるという状況だと思います。やはりそういう点では、暮らしの状況、明確に悪化をしてきているということだと思います。

次に、75歳以上の方々の医療費の窓口負担について、年間1人平均幾らぐらいになるのか。それから、後期高齢者医療の保険料負担についても、年間1人平均でどれぐらいになるのか伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 最初に御答弁申し上げました数値、後期高齢者医療広域連合から示されております同じく24年度の東大和市の被保険者に係る数値、こちらをもちましてまず窓口負担については御説明をさせていただきます。

東大和市の75歳以上の方々、こちらの医療費ですけれども、1人当たりの自己負担額でございますけれども、先ほどの数値を用いますと約6万8,000円が1人当たりの窓口での自己負担という形になります。

次に、当市におけます後期高齢者医療保険料負担額でございますけれども、こちら平成24年度の決算数値という価値で御説明をさせていただきますと、1人当たりの保険料負担額は約7万7,000円となっております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） そうすると、今の数字でいいますと、75歳以上の方々については所得100万円以下、もしくは基礎控除を入れると133万円以下の方が72.5%という状況にあると。そういう状況の方々が、保険料と医療費、平均ですけれども、14万5,000円、支払うということになるわけです。これ、やはり大変な負担だと

言わざるを得ないと思います。

日の出町で私、伺った話では、月に年金額6万円ほどの収入しかないという方が多いと。ぐあいが悪くても、子供に迷惑かけるから申しわけないと言って、医者に行くと言い出せないで我慢してるという状況、そういう状況をなくせた、これは非常にこの医療費無料化の大きな成果だというお話、伺いました。

やはり健康を守る、長生きしていただく、それから高齢者の方々の誇りを守るという点でも、本当に大切な施策なんではないかというふうに思います。そういう子供に迷惑かけるから申しわけないと言って、医者に行かないという方々が東大和市にいないのかどうか問われるのではないかと思います。3年半前には全額負担はとて無理というお話でしたので、今回まず半額からということで提案させていただいたわけですが、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○市民部長（関田守男君）** 今課長のほうからも御答弁させていただきましたけども、この1人当たりの自己負担、そして医療費ということでございますが、この平均でございますので、まあ500万円以上の方もおります。そうした中で平均ということで、捉えていただきたいと思います。低所得者の方は、さまざまな減額措置がございますので、かなり低額になっているということでございます。

そして、また今日の日の出町のお話でございますけども、私どもも承知しております。無料にして23、24が医療費の低減が図られたというようなことも聞き及んでございます。そうした中で、いかにしてこの医療費の削減につなげるかということが、重要な課題であるという認識を持ってございます。

当市におきましては、国保におきまして糖尿病の重症化予防等の実施、そしてこの受診率、健康診査がございますので、そこで東京都の平均ですと大体52%ぐらいだったと思います。広域連合、平均で52.05でございますけども、当市におきましては62.03%の平均を維持してございます。こうしたことから、まずは健康でいていただくと。元気ゆうゆう体操などもございますけども、それがまず第一でございます。そして、その次に、ではこの負担をなくすかということでございますけれども、これにつきましてはこの制度が若者からの支援、そして高齢者の負担ということで制度ができておまして、この一定のですね、先ほど市長からも御答弁いただきましたけれども、被保険者の方にも一定の負担をいただくということは、この制度のできた経緯がございます。そうしたことから、この制度を広域連合と連携して持続可能なものにしていくということが大事であるという認識を持ってございまして、そうした中であって、先ほど無料化にすると、たしかうちのほうは5億6,900万円ほどかかると。まあ半額でも、これ2分の1だという答弁をさせていただきましたけど、財政的な問題もございます。そうしたことから、現在は無料化について、半額等について考えてないということでございます。

**○3番（尾崎利一君）** 今御答弁の中で、医療費をいかに抑制するかというお話がありました。これは私は間違ってるというふうに思います。日本医師会が、日本の医療費はヨーロッパ等に比べて低いと、もっと医療にお金かけるべきなんだという主張をしていますし、それから健康施策や国保施策などを前進させている自治体で視察に伺ったときも、一番大事なのは高齢者の方々が元気で笑顔で暮らしていけるということなんだということで、その財政効果がどうなのかという質問した方がいて、そういう回答だったんですね。私たちは、財政効果ももちろんあるだろうけれども、やはり高齢者の方がそういう暮らしをしていけるということが一番大事で、そのために施策をいろいろやっていると。財政効果について、いろいろ検証したりすることには時間費やしてないというお話があったんです。

私はやはり、もちろん市として市を運営していくときに、効率的に財政運営をしていくということは大事に

なると思いますし、そのためにも健康診断などをもっともっとやっていって、重度にならないうちに医療にかかるということも大事だと思いますし、それからこの窓口負担の問題というのは、実は医療費を増大させてる大きな要因だという指摘もされてるわけです。窓口負担によって、医療にかかる機会が阻害されることによって、重症化してかえって医療費がかかるという状況も指摘をされてるところです。そういう点も踏まえて、ぜひこれは検討していただきたいというふうに思います。

じゃ、要求をして終わります、ここは。

次に、3番のところです。

それで今の、まあ全体として市で検討委員会をつくって、それで検討してますということだったと思います。②については警視庁の用地ですね、これは本当に、ここにも書きましたけれども、基地返還が決まって、この土地を市に無償で返せという運動があつて、しかもそういうことがあつたにもかかわらず、5ヘクタールが四半世紀以上、何も使われずに放置されるということで、市としても実際にははらわたの煮えくり返るというか、そういう思いで見えていたのではないかと思います。これも、いずれにしても早晚動くという状況が来ると思いますので、そこら辺の市の見通しや考え方、いかがでしょうか。

○**企財部長（並木俊則君）** 今、尾崎議員のほうからの土地のところは、国有地の2.2ヘクタール、まあ2ヘクタール、その辺の概算の数字のところでございますが、見通しとしては、警視庁が訓練施設ということで、今管理のほうをしてございますが、今後、警視庁のほうは使用をしないのではないかという前提のもとに、それが今の時点では何年度というのがなかなか難しい部分でございますが、そういうような動きを私ども市のほうも状況をつかんだ中で、国有地の利活用について検討に入っているという状況でございますので、この機を逃さないようにという状況でございます。

以上でございます。

○**3番（尾崎利一君）** ここについては、はらわたが煮えくり返るんじゃないかって、私言いましたら、市長もうんうんってうなずいておられましたので、市長もぜひ、この土地、思いがあると思いますが、考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○**副市長（小島昇公君）** 国有地につきましては、東大和の南のエリアで、全体を通して2ヘクタールを超える広い土地というのはほかにございません。そういった意味でいえば、喉から手が出るほど欲しい土地だというふうな市の考えはございます。そして、今御質問者ございましたように、本来使われないままだということもありますので、私どもはやっぱり国に対しては、そういう主張をしていきたいというふうに考えております。

ただ、有償3分割で一度みんなが納得した後にもものが動いておりますので、国には国の理論があると。私どもは、その迷惑をこうむってるんだから、できれば2.2ヘクタール欲しいし、ただで欲しいという願いはしていきたいとは思っております。ただ、相手様もあることですのでね、そののところににつきましては、先ほど企財部長からも答弁をいたしましたので、その機を逃すと次のチャンスはもうありませんので、そののところは十分に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**3番（尾崎利一君）** 機を逃すと大変なことになるという答弁もいただきましたので、ぜひよろしくお願ひします。

それから、③の所有地のことですけれども、たしかに向原団地のところ4.5ヘクタール、これは東京都としては、従来あった民間活力を導入して戸建て住宅をつくるという計画は、計画どおりだというふうに今も言い

続けているようですし、東京街道団地については建て替え計画策定中というのが、何か3年ぐらい計画策定のめどがずれ込んで、いまだに策定中だということのようです。

まあ東京街道団地について策定する、都営団地をさらにつくるというのはいいことなので、ぜひつくっていただくのはつくっていただきたいと思いますけれども、同時にこの東京都の動きなんですよ。舛添都知事は、世界一の国際都市東京をつくるって選挙のときに言って、そのときに福祉でも世界一って、こういう話をして、その後、都有地を使って待機児童をゼロにするということを打ち出して、その後、また都有地、いろいろ探したけど適地がないなど。だから、国有地もちょっと視野に入れないとだめだなという話が一度、これも舛添都知事から出されて、その上でこの7月31日の会見で、つまりいろいろ都有地探したけどないと。考えてみれば、都営団地の建て替えに伴ってできてる空き地があるじゃないかと。そこだという話に、この7月末の段階でなったわけですよ。まあ現場の方々、前からここが一番適地だって言われてましたけれども。そういう都知事の発言の流れを見てくれば、当然10年間で30ヘクタール超える候補地を、特養ホームや認可保育園建設のために活用していくということを言ったときに、当然これ総ざらいで再検討が入る、東京都としてはね。そういう動きになるのは当然なわけで、そうするとずっと少なくとも6年間、動いていない向原のプロジェクトや、東京街道団地で都営団地さらにつくるにしても、そこに保育園や特養ホームを位置づけていく、こういう福祉施設のための用地の確保を、その計画の中にも位置づけていくということは、当然出てくるというふうに考えて、市としても対応すべきだというふうに私は考えてるわけです。そこら辺についての市の認識を伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 以前と東京都の公表されている内容といったものについては、大きな変更はございません。ただ、ここで先月、東京都の委員会等の中で発言されている内容に照らし合わせていきますと、当然今、尾崎議員から御指摘いただいたように、市がそこをどうしていこうかという考え方もある程度含めた中で検討も可能かというふうには、ニュアンス的には捉えております。

と申しますのは、向原プロジェクトにつきましては、3年以上、そのコンセプトをつくって事業の展開をしようとしたときから、もう既にたっているというようなことがございまして、東京都はその辺を検討したいというようなニュアンスでの発言が出てきております。また、東京街道団地につきましては、住宅もつくりますけれども、創出用地ができたところについては、公共的なゾーンというふうに位置づけ、福祉インフラ等も可能にしていけるようなものも検討の余地があるというようなニュアンスでのことも述べられています。ただ、ここら辺につきましては、市が東京街道団地については一団地の住宅施設という都市計画をかけていて、現在は住宅、建て替えのための住宅しか建たないような計画でおりますけれども、そういったものも見直していかなくてはいけない、市にある程度その辺を協議しながら進めていける立場にあるというようなことも踏まえてのこととございます。ただ、まだそういった具体的な打診といったものは正式には来ておりませんので、そうなったときにはきちんと協議し、調整してという姿勢でおりますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） どうもそういう方向で動き出しそうだと、出しそうだとすると言い過ぎになっちゃうかな。今答弁を聞いて、そう受け取りました。ぜひ、市内で求められている保育園や特養ホームなどの建設ということで、市としても御尽力いただきたいと思えます。

最後に、④のスポーツ環境の維持、拡充について、10月に再度、申し入れをしていただいて、利用再開に向けた条件の整備に入るということのようですけれども、この点についてちょっとお聞かせください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 利用再開に向けての具体的な条件等ははまだ示されてございません。警視庁の内  
部で、利用再開に向け、例えば曜日はどうなのかとか、そういう検討に入ってるんだと思っております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） よろしく申し上げます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 佐 竹 康 彦 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、20番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[20番 佐竹康彦君 登壇]

○20番（佐竹康彦君） 議席番号20番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成26年第4回定例会に  
おける一般質問を行います。

今回、私は大きく4つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、通学路の安全対策及び防犯対策についてです。

本年9月、世田谷区において小学生3人の列に軽トラックが突っ込み、1人の児童が死亡するという痛まし  
い事故が起きました。平成24年の亀山市での事故等を受けて、東大和市においても通学路の交通安全対策に力  
を入れていただいておりますが、さきの世田谷区の事故のような事例は、いつどこで起きてもおかしくはあり  
ません。また、近ごろも市の安全安心情報送信メールにおいて、複数回にわたり不審者の出没が報告されとこ  
ろです。私は、本年6月の第2回定例会において、東京都における小学校通学路上への防犯カメラの設置事業  
について、市として積極的に推進してほしい旨の一般質問を行いました。通学路の安全対策として、大きな効  
果を期待できるこの事業について、その後の検討状況を確認させていただきたく、次の質問を行います。

①小学校通学路への防犯カメラの設置について。

ア、小学校通学路への防犯カメラ設置について、早急な対応が必要と考えるが、市としてこれまでにどのよ  
うな検討がなされてきたのか。

イ、防犯カメラ設置への諸課題とその対策を伺う。

加えて、向原地区で空き巣が発生したとの声を、市民の方から私どもの党へお寄せいただきました。市内に  
おける空き巣等の犯罪についても、従前より懸念されてきているところでございます。そこで、市内の空き巣  
の状況と、その対策の確認をさせていただきたく、以下の質問をいたします。

②防犯対策について。

ア、市内の空き巣被害について、その件数及び被害地域はどのようなものか。

イ、市としてどのような対策をとっているのか。

2点目は、図書館の運営についてです。

図書館は、あらゆる世代がいつでも気兼ねなく利用できる施設であり、自治体の公共施設の中でも最も市民  
に開かれた施設であるといえます。多くの市民が利用する施設であるからこそ、図書館のサービスをより以上  
に充実させていくことが重要であると私は考えます。その観点から、今回も図書館の運営に関して以下の質問  
を行い、住民サービスの向上を図っていただきたいと思います。

①雑誌スポンサー制度について。

ア、昨年9月の定例会で質問をした雑誌スポンサー制度について、その後の検討状況を伺う。

②開館日数の増加について。

ア、現状の図書館の開館日数と、住民サービスを向上させるために開館日をふやすことについてどのような方策を考えているか。

イ、蔵書点検にカメレオンコードを利用したシステムを導入することで、開館日をふやすことが可能だと考えるが、市としての見解はどうか。

③図書館への指定管理者制度導入に関して。

ア、図書館の住民サービス向上に資するための一方策として、指定管理者制度の導入の検討状況はどのようなものか。

イ、指定管理者制度導入の財政的なメリットについて市の見解を伺う。

3点目は、学校教育についてです。

文部科学省の新学習指導要領・生きる力の第1章、総則の第1において述べられた方針に、次のような文言があります。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

こうした目的を達成する一つ的手段として、調べ学習への積極的な取り組みは大きな効果をもたらすものがあると私は考えます。これまでも図書館を使った調べる学習コンクールへの参加推進を訴えてまいりましたが、その本年度の取り組み状況と、あわせて市の調べ学習にかかわる教育環境について確認をたく、以下の質問をいたします。

①図書館を使った調べる学習コンクールについて。

ア、本年度のコンクール募集の成果はどのようなものか。

②充実した調べ学習のための環境整備について。

ア、学校図書館の資料充実及び図書館指導員の役割強化について、今後、市はどのような取り組みを考えているか。

4点目は、災害時における女性、母子への対策についてです。

本年は、御嶽山や阿蘇山の噴火、広島など西日本を中心とした大雨による水害、長野における震度6弱の地震など、日本各地で大きな自然災害が発生し、甚大な被害がありました。大規模災害が起きた場合、女性や母子が避難所等で生活を送る際に、さまざまな課題があることが過去の事例から明らかにされています。今後、確実に起きるであろうとされる首都圏直下型地震を初めとして、大規模災害が起きたときに過去の事例を教訓として、いかにして女性や乳幼児と、その母親が安心して暮らせる環境を整えるかということが大事になってくると考えます。

そこで、以下に質問し、市の現状での認識と対策を確認したいと思います。

①災害時における女性にかかわる課題について。

ア、災害時において懸念される女性にかかわる諸課題について、過去の災害ではどのような事例があるか。

イ、災害時の女性にかかわる諸課題について、市としてどのような対応策を考えているか。

ウ、これら諸課題や対策について市として行える市民への啓発活動はどのようなものがあるか。

②母子への対策について。

ア、課題と対策はどのようなものがあるか。

イ、市として関係諸団体とどのような連携体制を整えているか。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

[20番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、通学路の安全対策についてであります。小学校通学路への防犯カメラの設置につきましては、東京都の防犯カメラ設置事業を活用して、平成27年度と平成28年度の2カ年で、市内10校の小学校の通学路に防犯カメラを各校に5台設置する計画を考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市内の空き巣被害の件数及び被害地域についてであります。東大和警察署によりますと、過去3年間の市内の空き巣の発生状況は、平成24年が53件、平成25年が29件、平成26年は11月25日現在で43件となっております。また、地域別の件数では、平成26年の件数の多い順から、向原地域の9件、2番目に高木、清水、新堀地域が各5件、次に奈良橋、仲原地域が各4件、次に湖畔、狭山地域が各3件で、次に蔵敷、立野、中央、南街、桜が丘地域が各1件となっております。

次に、市としての対策についてであります。市内の防犯対策は東大和警察署と東大和市防犯協会及び市が連携して地域見守り活動を実施しております。具体的には、東大和警察署が開催している地域安全市民のつどい等における広報活動、青色回転灯パトロールカーや、安全安心情報サービスにより防犯のPRを行っております。また、自主防犯組織に対する防犯物品の貸与も実施しております。

次に、図書館における雑誌スポンサー制度についてであります。この制度は雑誌の最新号のビニールカバーに広告を掲載するかわりに、1年間の雑誌代をスポンサーが負担をする制度であります。この制度のメリットとしては、自主財源の確保につながり、新たな雑誌を購入できるという点がありますが、スポンサーをどう獲得としていくか等、課題もあると言われております。また、応募に手を挙げたスポンサーであっても、広告の効果が少ないと中断したときは、制度の期間中であっても中止の申し出がなされると聞いております。今後も制度の課題や導入効果等を含め、先行自治体の情報収集等に努めてまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館の運営についてであります。図書館3館の運営につきましては、市民の皆様からさまざまな御意見をいただいているところであります。今後も多くの市民の皆様から御利用いただけるように、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館への指定管理者制度の導入の検討状況についてであります。指定管理者制度の導入につきましては、庁内組織の公の施設の管理運営のあり方検討委員会において検討をしているところであります。平成26年度におきましては、図書館などの一部の施設、所管課に対しまして、指定管理者制度の導入による効果などについて調査をし、検討をしているところであります。

次に、指定管理者制度導入の財政的なメリットについてであります。既に指定管理者制度を導入しておりますが、市民会館、体育施設等につきましては、開館日、開館時間の拡大など、市民サービスの向上と運営経費の削減が図られたものと考えております。図書館に指定管理者制度を導入した場合にも、同様の効果が期待されるものと認識しております。

次に、図書館を使った調べ学習コンクールについてであります。平成25年度に引き続き、教育委員会が窓口となり、各学校に呼びかけ、平成26年度は小中学校から前年度を上回る作品の応募がございました。コンクールへの応募は、児童・生徒の学習意欲を高めるよい機会となっていると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、充実した調べ学習のための環境整備についてであります。児童・生徒の読書活動や調べ学習を充実させるために、学校図書館の蔵書管理や図書展示、学習に合わせた資料準備など、学校図書館指導員の果たす役割は重要であります。学校図書館指導員には、授業の狙いに沿った資料を準備し、児童・生徒の学習活動を支援する役割が今まで以上に求められております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、過去の災害における女性にかかわる諸課題の事例についてであります。東日本大震災では、現在でも何万人の方が避難生活を余儀なくされております。こうした中、避難所生活における女性にかかわる諸課題としては、着がえ場所、洗濯物の物干し場といったプライバシーの確保が挙げられます。また、乳児を抱えた母親の場合は、授乳場所やミルクをつくる場所も課題となったと聞いております。

次に、市の対応についてであります。当市では避難所生活において、生活スペースとプライバシーの確保のために、避難所用の間仕切りや着がえ用テントの整備を順次計画しております。また、各避難所ごとの運営マニュアルの作成についても、女性の視点を生かしたマニュアルを学校、地域の方、市の職員で作成してまいりたいと考えております。

次に、市民への啓発活動についてであります。当市では平成23年から実施している避難所体験訓練や防災モデル地区事業において、今後も引き続き女性の視点を生かした啓発活動をしてまいりたいと考えております。

次に、災害時の母子への対応の課題と対策についてであります。課題につきましては、被災後の衛生環境や栄養、運動、休養などの生活環境が、妊産婦及び乳幼児の心身に大きな影響を及ぼすことから、保健、医療の関係者が適切に母子の特性を踏まえ、健康状態を定期的に確認し、支援をすることであるとと考えております。対策につきましては、妊産婦や乳幼児の保護者に対する災害時における対応の情報提供や啓発を行うとともに、医師会や保健所などの保健、医療の関係機関と連携を図り、災害時における支援策を具体的に検討することが必要であると考えております。

次に、関係諸団体との連携体制についてであります。市では、医師会、歯科医師会、薬剤師会など、保健、医療の関係機関と災害時の協定を締結し、また総合防災訓練への参加協力を得るなど、連携、支援体制の強化を図っているところであります。今後も母子支援にかかわる他の関係団体等との災害時の協定及び連携について検討し、体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、小学校通学路への防犯カメラの設置についてであります。市長部局の御協力により、東京都の防犯カメラ設置事業を活用して、平成27年度から実施の方向で検討を進めているところで

ございます。防犯カメラの設置に当たりましては、東京都の事業説明会後も、26市の課長会や防犯設備展示会への出席により情報収集を図るなど、今年度に先行して設置される他市の事例を研究しながら、全市的な視点でバランスよく効果的な配置を検討してまいります。また、設置場所の選定につきましては、不審者情報、学校やPTAの方々の御意見を参考に、設置場所付近にお住まいの方の御理解やプライバシーへの配慮等、地域の合意形成を図りながら事業を進めてまいります。

次に、図書館の雑誌スポンサー制度の検討状況について御説明をいたします。

昨年9月の定例会での御質問に対し、多摩地域での雑誌スポンサー制度の導入、先行自治体として稲城市を御紹介いたしました。稲城市では、この制度を平成25年度から導入しておりますが、実績としてスポンサーの申し込みはなかったとのことでありました。今回、平成26年度の状況を尋ねましたところ、平成26年度も今のところ申し込みはないということでありました。また、あきる野市も平成25年度以前からこの制度を導入しております。実績といたしましては、平成25年度は5件の申し込みがあったとのことですが、平成26年度につきましては今のところスポンサーの申し込みはないと伺っております。雑誌スポンサー制度を導入することは、図書館にとって図書等購入費の財源が確保でき、その分の費用を他の図書等の購入に役立てることができるため、多くのメリットがあると認識をしております。しかし、多摩地域の先行自治体のように、この制度を導入してもスポンサーの申し込みがなかったり、その後の申し込みが継続されなかったりするなど、導入効果が思うように得られない場合もあると伺っております。今後につきましても、先行自治体の情報を収集し、導入効果等を見きわめながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、開館日の増加についてであります。1点目の現状の図書館の開館日数は、平成25年度の実績で中央図書館が275日、桜が丘図書館が279日、清原図書館は238日となっております。この中で清原図書館につきましては、他の2館に比べ開館日数が特に少ないことから、開館日をふやしてほしいとの御要望をいただいております。このことも踏まえ、清原図書館は東大和市公の施設の管理運営のあり方検討委員会における検討の対象施設となっておりますので、開館日の増については、この委員会における検討経過を考慮しながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

2点目のカメレオンコード導入による開館日の増についてであります。この取り組みは全ての書架と書籍にカメレオンコードと呼ばれるカラーバーコードのシールを張りつけて蔵書の管理を行うものであります。パソコンのウェブカメラを書籍と棚のコードにかざすと、書籍のある位置を瞬時に確認できることから、蔵書点検を日常的に行うことができるようになり、長期閉館して行う蔵書点検作業が不要になると言われております。同様に、蔵書管理を省力化する方法として、ICタグを利用したシステムがありますが、カメレオンコードを利用したシステムのほうが導入費用を低く抑えられる利点があると言われております。このICタグを利用したシステムにつきましては、多摩地域において町田市や立川市が導入したと聞いております。いずれにしましても、これらの導入には多額の経費がかかることから、先行自治体の情報を収集し、さまざまな角度から導入効果を見きわめ、研究してまいりたいと考えております。

次に、図書館を使った調べる学習コンクールについてであります。今年度は昨年度の約2倍に当たる小学校99点、中学校32点、合わせて131点の応募がありました。このことは、学校がふだんの学習指導において、調べ学習を重視するようになったことや、図書館を使った調べる学習コンクールの趣旨に基づき、児童・生徒に参加を呼びかけた成果があらわれたものと受けとめております。教育委員会といたしましては、今後も児童・生徒の興味、関心を引き出し、主体的に学習していこうとする力の育成に向け、今後も本コンクールを活

用してまいります。

次に、充実した調べ学習のための環境整備についてであります。学校図書館の資料の充実につきましては、各学校の実情に応じて予算を充て、資料の充実に努めております。特に児童・生徒が積極的に調べ学習を進めることができるよう、ここ数年、スポーツや環境といった分野の資料の整備、充実にも力を入れているところでございます。また、児童・生徒の調べ学習の充実には、学校図書館指導員の役割が大きいと認識しておりますので、今後も教員との連携強化や、指導員の役割にかかわる研修の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の通学路の安全対策についてであります。

御答弁いただきましたとおり、平成27年度から2年間、市内10校に各5台ずつということで、今計画をしているということで、非常に前向きに、スピード感を持って御対応いただけてきたこと、まず感謝を申し上げたいというふうに思います。

御答弁の中では、先行して設置をされる他市の事例を研究されてるということでございましたけれども、現在、知り得ている限りにおいて結構なんです、この他市の状況というものはどのように把握されてるのか、お聞かせいただければと思います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 26年度中に設置予定の市でございますが、学校数が多く、計画的な整備が必要として、八王子市、武蔵野市、町田市等、8市で実施予定と聞いております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

それらの自治体に続き、本市としても27年度からやっていただけるということでございました。まあ八王子などは非常に広い地域でございますので、やはりある程度時間をかけてということで早目のスタートなのかもしれないけれども、本市としても10校、他の自治体よりは規模は少ないですけれども、迅速に対応していただけてるということ、非常に感謝申し上げたいというふうに思います。

そんな中で、設置場所の選定につきまして、不審者情報や学校、PTA等の御意見も参考にしながらということでございました。この点、私も非常に重要だというふうに考えております。全市的な視点でバランスよく、効果的にというお話ございました。特に過去、事故、事件が起きた場所ですとか、不審者が目撃された箇所、またこれまで学校やPTAの方々との協力のもとに進められてきました安全調査の成果、これ大いに生かしていただきたいというふうに考えております。そうした観点から、まずこの設置計画初年度の27年度に、さきに挙げたような点を考慮いたしまして、地域の方の不安感を早急に取り除くことのできる箇所から、ぜひ設置を進めていただきたいというふうに思いますけれども、現段階で初年度はこの学校に、この学校の区域にということ、また2年目はどこだということは現段階で決定されているのかどうか、決定されてるとしたら、それはどこなのかということをお伺いいたします。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 現時点におきましては、具体的にどの地域、あるいはどの学校からというようなどころまでの決定には至っておりません。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） その選定につきましては、そうしましたら27年度から進めるということで、この26年

度中にその場所については決定をしていきたいというふうなお考えなのか、それとも計画、27年度始まってからなのか、そこら辺、おわかりでしたらお聞かせいただければと思います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 27年度実施の場合ですが、交付申請は9月以降となりますので、その前に運用基準の設定等、計画的に準備のほう、これから進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

まあ若干時間はあるということでございますけれども、その時間がある中で、ぜひ取り組みいただきたいのが、先ほどの御答弁でもあったかと思うんですが、地域の方の御理解ですとかプライバシーに配慮した設置、運営、この地域の合意形成を図るといような御答弁でございました。この点も非常に重要なことございまして、後から聞いてないとか、設置場所に問題があるといような意見が地元の方から出ないように、ぜひ地域住民の皆様には丁寧な、丁寧過ぎると思われるぐらい、ぜひ理解を得られるような形で、この事業を進めていただければなというふうに思います。

この合意形成は、どのように図っていくおつもりなのか、そのプロセス等も含めて、現段階のお考え、伺わせていただければと思います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 安全確保の観点と同様に、プライバシーへの配慮も大変大切だと考えておりますので、例えばカメラの設置及び動作について対外的な表示を出すこと、また映像の記録につきましては、保存期間、管理方法、閲覧の対象を必要最小限に制限する必要があると考えております。こういったことを、今後、地域の方に、議員おっしゃられたように丁寧に説明をしながら、御理解と御協力をいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） その映像の記録ですとか管理運営方法なんですけども、それは住民の皆様には知らせていただけるもんなんですか。それとも、行政側として持っているということなんですか。その点についてお聞かせください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 今後、作成する運用基準の中で、そのあたりを整理していきたいと考えております。また、学校、PTAの方と選定作業を進める中で、そのあたりのお話もしたいと思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 確かに防犯カメラは、つくのはいいんですけども、どのように映像管理がなされるのか、運用方法って非常に関心が高い部分でもあると思いますし、ぜひそういった点につきましても詳しく、地域住民の方に御理解をいただきたいというふうに思います。

あわせて、ぜひ、地域の方もそうなんですけども、繰り返しになりますけども、当市のPTAの方、親御さんの意見も特に重要視をしていただければなというふうに思います。学校の先生方も、子供たちの安全については非常な関心を持っていらっしゃることは当然だと思うんですけども、特に親御さん、実際事故とか事件があった場合には、その親御さん、家族が一番悲しむこととなりますので、ぜひその方々の意見を最重要視をしていただきたいということをお願い申し上げます。

この事業につきましては、今後進めていただくということで、また機会を見つけて、その詳細、わかった時点で教えていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、防犯対策のほうについて移らせていただければというふうに思います。

空き巣の状況、先ほど御答弁いただきまして、24年度が53件、25年度が29件、26年度が11月25日現在で43件と、大変非常に26年度になってふえているということでございまして、また地域につきましても、私どものほうにお声もいただきました向原の向原地区が9件ということで、非常に多く発生しているということでございました。こういった狙われやすい地域とか時間帯とか、こういったものは市としては把握されておられるんでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 狙われやすい時間帯ということでございますが、向原地域におきましては、戸建ての住宅がほとんどでございます。最近、住宅も建ち始めまして、両親ですね、共働きで働いているという状況がございます。そういった中で、核家族という部分の中においては、不在の住宅が多いということで、ほかの地域より件数が多くなってるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） そうした特徴があるということが市でおわかりになりますと、そこを重点的にパトロールしたりとか、その地域の方に、この空き巣についての防犯対策をしっかりとっていただきたいというようなPRをするということ、特に地域に限定をしてやれる可能性があるというふうに思うんですけども、その点についてはお考え、いかがでございましょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 先ほど市長のほうから御答弁いただきましたが、市としましては、警察署と防犯協会と連携して取り組んでるところでございます。地域に限定してということよりは、空き巣等に遭わないよう、受けないように戸締まりのほうしっかりとっていただくとか、防犯対策を図っていただくということが重要でございますが、広報につきましても、全市的に被害が出ておりますので、市内全域に対して広報してまいりたいというふうに考えてございます。

○20番（佐竹康彦君） 市内全域に対して広報していただけるということ、ありがとうございます。確かにほかの地域でも5件、4件、出ておりますので、ぜひこれは全市的によろしく願いたいというふうに思います。

現在、青パトの巡回もしていただいているというふうに思いますけども、この青パトの防犯に対しての効果というもの、どのように捉えていらっしゃるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 青パトの役割と効果でございますが、青パトにつきましては、子供たちの安全を確保するというので、小中学校及び学童保育所等を中心に防犯パトロールを実施してございます。

効果でございますが、平成25年度におきましては、青パト、延べ243日間、パトロールを実施してございます。東大和警察署の防犯の刑法犯罪の発生件数状況というのがございます。こちらを見ますと、総数でいきますと平成24年度が1,068人でございます。平成25年度が938人と130人減少してございます。こちらにつきましては、不審者メールの発信等もございますが、青パトの子供見守り活動の中で抑止されたのかなというふうに考えてございます。やはり人の目の確保というのが重要でございます。また、監視性の確保ですとか、犯罪の企図者の接近防止という形で受けとめております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 大変効果が上がっているということで、引き続き力を入れていただきたいと思っております。それとともに、見守る目ということでいえば、自主防犯組織の方の目も非常に大きなところがあると思うんですけども、現在のこの組織の活動状況というものはどのように把握されているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 地域の防犯活動におきましては、防犯協会を中心に地域の方に実施していただいております。主に犯罪が発生しやすい夏の時期におきまして、各地域では防犯活動をしていただいております。また、その他の季節におきましては、月何回という形で夜間のパトロールを実施していただいているということでございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 人の目の重要性ということを考えますと、この組織の方にもうちょっと手当をしてやっていただくということが现阶段で可能なかどうか、もし可能であればどのような形にできるか、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） やはり防犯パトロールというのは、人が何人いるかということでございます。防犯協会、または自主防犯組織におきましては、年齢の高齢化が進んでおりますので、若い方をやはり会員として集めなければいけないかなというふうに考えてございます。予算措置ということでございますが、予算をつけたからといって人が集まるものでございませぬので、防犯の催し等、また研修会等、講習会等におきまして、若い方に参加していただけるような形で育成を、市としてはしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） まあ高齢化がこういった分野にも及んでくるということで、若い方にもというようなお話でございました。ぜひお取り組み、強化していただければなというふうに思います。

もう一点、業務中で市内を走ってる庁用車両あると思うんですけども、これがその防犯活動に資するようなか対策を打たれてるのか。また、現在対策を打たれてるとして、それをどう強化できるのか、この点についてお伺いをいたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 現在、庁用車につきましては、その目的に沿いまして運行しているものでございます。防犯に資する活動は、期待できないのかなというふうに考えてございます。期間によりましては、庁用車のボディにステッカーを張って、ある種の週間の強化を図っているところもございませぬが、年間を通した中での防犯活動についての効果というのはなかなか、庁用車を運行する限りにおきましては、難しいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） しかし、市内を走っておられる車ですので、例えばそのステッカーを大きくするのですとか、まあ音声が使えようでしたら、現在パトロール中ですということを一言、二言、言っていただくとか、小さな取り組みだと思わすけれども、そういったことはできないものか、強化策としてできないものかどうか、お考え、お聞かせいただければと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 今お話の大きくしたり、そういうことでマグネットの張りつけとか、研究してまいるというふうに考えてございますが、犯罪抑止の強化策としましては、やはり警察官によるパトロールの強化が重要であるというふうに考えますので、引き続き東大和警察署へ要請してまいるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 引き続き、その警察のパトロールの強化という点なんですけれども、現在、恐らく市でも空き巣が多いというような事例、つかまれてると思うんですけども、その前と比較してどれぐらいふやしていただいたのか、またこれを維持していただけるのかどうか、その警察のパトロールについて、この点につ

いてお考え、お聞かせください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 特に防犯に対する関係でございますが、最近では市内の落書きというのもふえてございますので、防犯に対する警察署と防犯協会と市におきましては、この落書きも含めた中で防犯、防止を、防犯対策をとっていただくということで、極力夜間、早朝の交番を含めた警察官によるパトロールを重視していただいているというふう聞いてございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、夜間、早朝、大変厳しい勤務になると思うんですけども、これ引き続きぜひ市としても警察の方をお願いをしていただいて、パトロール強化、やっただければなというふう思っております。

あともう一点、その抑止効果等があるのかどうか。例えば防災無線で空き巣に気をつけましょうとか、防犯効果になるようなアナウンスというのは、これはしていただけるのかどうか、効果はあるのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市内には、防災行政無線が52基設置してございます。災害の発生に伴う広報や被災者に対する放送を目的としてございますが、必要に応じまして緊急性のある不審者情報や行方不明の方のお知らせに活用してございます。空き巣対策の犯罪抑止につきましては、緊急性がございませんので、防災無線の活用は難しいのかなというふう考えてございます。ただ、空き巣に対する犯罪対策につきましては、所有者の責任においてしっかりと鍵を2つ以上つけていただくとか、防犯対策を講じていただくような広報を引き続きしてまいりたいというふう考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） その広報ということなんですけども、対策方法、先ほどおっしゃっていただきました鍵を2つつけるとか、そういったことについての方法、また注意喚起、これらを市のホームページで常時見られるようにするのですとか、市報で定期的にアピールする、また市のメルマガ等でも発信をすると。こういったこと、現在やられているものと、これからやれるものと、この2つについて市のお考えをお聞かせいただければと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 現在は市報等によりまして、年間4回ほど防犯対策について広報をしておりますが、お話のとおり空き巣の被害等が多発してますので、今後、ホームページや市報等を利用して、今まで以上に広報の回数をふやしていきたいというふう考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、よろしくお伺いいたします。

パトロール、そして市の広報、そして市民一人一人が注意をしていくということ、これが組み合わさって、こういった犯罪、減らせるのかなというふう思っております。また先ほどもちょっと教育委員会のほうにも御質問させていただいたカメラの設置、こういったものも実際の犯罪の抑止にも効果が見られるのかなというふう思っておりますので、ぜひ全庁的にこういった犯罪を抑制していく事業に力を入れていただきたいというふう思っております。

○議長（尾崎信夫君） ここで午後1時半まで休憩いたします。

午後 0時 1分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（佐竹康彦君） それでは、午前中に引き続き質問させていただきます。

通学路の安全対策等につきましては、午前中の質問で終了させていただきました、今から2点目の図書館の運営について質問をさせていただきます。

まず1点目の図書館の雑誌スポンサー制度につきまして、御答弁では多くのメリットはあると認識しておられるようですが、多摩の他の自治体の状況を見ると、なかなかうまくいってないと、今後の検討課題というようなことになりました。引き続きこれについては、各方面の事例をよくよく研究していただいて、メリットがあると、多くあるということですので、ぜひ実施に向けて大きく一步を踏み出していただきたいなというふうに思います。当然他の自治体の事例を見ましても、最初から10社、20社というふうにスポンサーがつくわけではございませんで、最初少ない形で5社とか6社からPRをどんどんしてって、これからふやしてこうというような自治体もございます。また、高知の宿毛市では、ことしの9月ですね、2日間で12団体、19市の申し込みがあったというようなことございまして、近隣、多摩市のなかなか難しい事例も結構なんですけれども、全国的に事例、見渡していただいて、成功例をよくよく検討、研究をして、ぜひとも本市としても取り入れて活用していただきたいなというふうに思います。再度この点について、短くで結構ですんでコメントをいただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館における雑誌スポンサー制度についての導入についてでございますけれども、教育長答弁もございましたとおり、この導入により図書館としては、その浮いたといいますかね、スポンサーが購入していただいた雑誌、そのことで経費をほかに、ほかのほうに使えるということが一番大きいメリットかなと思います。企業のPR等もありますけれども、ですので、私どもとしては、この制度については引き続き研究したいと思っております。なかなか近隣市、効果が出てない状況がございますので、今御紹介にありましたところの自治体のことも、よく研究しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ広く目を日本全国に、見渡していただきまして、成功事例の研究と、よろしくお願いたします。

続きまして、開館日数の増加について質問させていただきますけれども、その前に私、先ごろ自治体の首長さんが集まって、図書館行政について語るセミナーに参加をさせていただきまして、その中である市長さんがおっしゃっておられたんですけども、大変印象に残ったフレーズございました。それは、これからのまちづくりのポイントとなる施設、これは病院と図書館であるというふうに捉えてらっしゃるということございました。それは何よりも福祉の充実とあわせて、地域における人づくり、これからのまちづくりの大きな課題、この2つ、福祉の充実と地域における人づくりという点、実際に日常的に多くの人々が利用する施設が病院と図書館であって、ここに力を入れることは住民の行政サービスに対する評価も大きく変えることになるんじゃないかというふうに考えておられるようでした。

実際、図書館は地方自治体の公共施設の中でも、地域住民の利用が非常に多い施設でございまして、ちょっと古い調査資料で恐縮なんですけど、2006年の文部科学省の学習活動やスポーツ、文化活動に係るニーズと社会教育施設等に関する調査によりますと、生涯学習の場について、どの程度その場を知っているかというこの設問の中で、図書館が90.6%で、その後が公民館が81.8%、続いて博物館、美術館が77.5、動物園、水族館、

植物園70.4ということで、断トツで図書館の認知度はあると。そして、また直近6カ月の施設利用状況につきまして、利用しなかったというのは35.5%あったんですけども、64.5%の方は何らかの施設を利用した。その中で、図書館が43.2%で最も高い。次の博物館、美術館が21.2%、公民館が19.2、動物園、水族館、植物園が16.4ということでございまして、住民の大多数に知られ、かつ利用されるのが、この図書館でありまして、コミュニティの核として、またまちづくりの中心拠点として、近年、特に注目を集めておられます。ぜひ、この点、御猶予をいただきながら、今後の図書館の活性化に努めていただきたいと思います。

特に注目を集めているというのが、佐賀県の武雄市の図書館事業はよく知られておるところでございまして、ここでは言及しませんが、非常に全国的にも、非常に評判が立って、図書館を変えることで、こんなにまちのPRになるのか、まちの人たちもこんなに図書館を利用していくのかということ、衝撃的なニュースがあったというふうに私は捉えております。

また同じ調査では、社会教育施設等への学習者等の期待、要望については、全体として利用料の低廉・無料化、これが52.4%、情報提供・充実これが41.9%、祝祭日の利用や開館時間の延長、これが41.5%ということで要望が出ているようでございまして、これにつきましてもぜひ市民の皆様のお声を聞いて、東大和市の図書館としてもこれらの要望、ぜひ充実させていただきたいというふうに思います。

2006年の調査でございますけれども、現在でも似たようなものではないかというふうに思われまして、当市の図書館の開館日数なんですけれども、先ほど御答弁いただきました中央図書館が275、桜が丘279、清原238ということで、この開館日数、現状はこれだということでございまして、さらにこれをふやしていこうということについて、現状の——何分その図書館は本も施設も変わりませんので、やはりその開館日数をふやすとか時間を延長するという事は、やはり人の手当が最も重要な点だと思うんですけども、現状の職員体制において、例えば外部評価の会議もちょっと拝聴させていただいたんですが、シフトの工夫などをして開館時間を延ばす、開館日をふやすということができないかというような御意見もあったかというふうに思います。これが、その現状の体制で可能なかどうかということと、市としてそれに対してどのような対応が可能かということ、この点について確認をさせていただきたいと思います。

○中央図書館長（関田実千代君） 今、清原図書館の月曜日、開館するに当たって、現状の人員で可能かどうかという御質問でございますけれども、皆様、御存じのように平成24年度に桜が丘図書館の月曜開館を行ったわけでございますけれども、その時点では人員的に正規職員や嘱託員の増員はしておりません。それは、月曜日に関しましては、中央から応援職員を派遣してるような形でとっております。そのときは、そういう形のシフトで何とかやりくりができたんでございますけれども、これがもう一館、清原を開館いたしますと、また清原にも応援職員を派遣しなければいけないと。そうしますと、今度は中央のほうの運営が行き詰まってしまうということでございまして、私どもとしましては現状の人員ではかなり難しいかなと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） そういたしますと、現状の職員を、例えばほかの部署から来ていただいて職員の数をふやすと、ふやして対応するというようなことが可能なかどうか、この点についてお伺いいたします。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館の職員体制の関係でございますけれども、今、図書館の職員は、正規職員18名、それから再任用職員の方、2名ですね。合わせて20人。嘱託の方が11人、臨時職員が27人と。この全員を3つの班に分けて、年間シフトを組んでやってるわけでございます。先ほど課長からもありましたが、桜が丘の図書館を月曜開館するときには、この合計の人数の中から1人、職員、それから嘱託、臨時職員、この3

人を応援、月曜日に桜が丘の図書館に行って対応するというようなやり方ができたんですね。まあ今、課長からも話ありましたが、またこれを清原図書館にも同じようにやるというのは、現在のシフトではできない状況です。

そういうこともありまして、人事のほうにもお話をさせていただく中で、人が増という形になれば、私どもとしてはこういう、あとは嘱託と臨時職員、予算の措置もごさいますけども、この3人セットで清原図書館に月曜日、行くということは可能になるかなというふうに思っております。私どもとしては、特に清原図書館が開館日数少ないわけですから、かねてから何とかしたいという気持ちは持っておりますけども、現状ではこの体制で清原図書館に月曜ですね、あけるために行くというのは、現状では難しいと言わざるを得ない状況でございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

そこで、次のカメレオンコードというお話に行くんですけども、現状、非常にきつい人員体制でおやりになられてることは、今理解させていただきました。そこで、この新しい技術を導入することによって、今ある人員で作業量をかなり効率化をして開館日数をふやしてはどうかという、そういった一つの提案でございます。このカメレオンコード、二次元カラーコードと言われるもので、それが通称、カメレオンコードというものなんですけれども、蔵書管理、蔵書点検のシステムの一つでございます。

これを導入したのが北海道の幕別町というところでございます。この話を、ちょっと長くなりますけどもさせていただければと思うんですが、この幕別町、第5次幕別町生涯学習中期計画、これが平成26年から30年度までということで、その中で地域活性化の拠点として図書館のネットの力、本棚の力、人材の力を再構築し、地域情報編集センターとして新しい役割を担っていきます。こういう目標を立てられて、地域情報の編集センターとして、また読書人口の拡大、利用サービスの向上ということの中で蔵書管理システムを刷新し、蔵書点検の効率化を図り、開館日の増加を図りますということで目標を立てられて、そしてこの事業に着手をされたそうでございます。

ちなみに、この幕別町というところの図書館の平成24年の数字なんですけども、蔵書が22万4,744冊、開館日数は291日、3館たしかあって、東大和市と同じようにたしか移動の車でやるところもあるんですけども、開館日数はうちよりも多い。職員は15名で、直営で運用されております。役所のほうから4名来ていらっしゃる、司書の正規が1名、準職員司書が1名で、ほかは臨時職員の方で、その臨時職員の中でも7名、司書資格をお持ちの方がいらっしゃるということで、町の値で人口が2万7,644名でございますので、当市よりも非常に小さい規模でありながら、開館日数も非常に多く、少ない職員の人数で運営をされてるというところがございます。その中でその蔵書点検というもの、非常に日数も手間もかかるということは、皆様、御存じのことかと思えます。この当市の蔵書点検について、現在どのくらいの日数をかけて、またどのような作業をされておられるのか、この点、御確認をさせていただきたいと思えます。

○中央図書館長（関田実千代君） 今現在、私どもでやっている蔵書点検、特別整理期間というふうに呼んでおりますけれども、平成26年度の実績といたしましては、中央図書館のほうで6月10日から6月19日の10日間、桜が丘が5月12日から5月16日の5日間、清原が5月19日から5月23日の5日間をかけて、全資料の点検をしております。

作業といたしましては、中央の例でいきますと、前半部分の4日間につきましては、全ての本やCDのパー

コードを手分けしてなぞるといふ作業がございます。その後半部分につきましては、そのなぞったデータと本来あるそのデータベースと突き合わせて不一致を見つけ、そのなぞり漏れがないかどうかとか、そういうところを確認をいたします。その確認ができましたら、休んでいる期間ですので、本の処理ができないということでその処理をしたりとか、あとはそれぞれの棚がもういっぱいになってますので、まず開架部分から引き抜きをして書庫に移す。また、今度、書庫のほうは引き抜きをして除籍をします。そういう全体の整理をいたしまして、最後に開架準備をして終了というような形になっております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） お聞きしますと、10日間やはりかかるのかなというそういう作業量だと思います。蔵書数、全て棚卸しをして、バーコード、1冊1冊読み取るということ、またそのデータベースと突き合わせるということ、非常に作業が煩雑であるなというふうに感じました。

実は、このカメレオンコードというもの、私も実物を拝見し、幕別町にこのシステムを導入した制度設計者の方のお話も、わずかですけども、お伺いしました。

御答弁でもありましたとおり、このカメレオンコード、本の背表紙のところに色によるコード、全てにつけて、パソコンとつないだスキャナーのカメラをこうやりますと、カメラに映った範囲の本のカラーコード、全て瞬時に読み取って、その連結してあるパソコンのデータと照合して、たちまちその蔵書点検、蔵書検索が終わるということでございます。これによりまして、わざわざ日を設けて、棚をおろしてバーコードを1冊1冊読んでということではなくて、通常の日常業務の中で、棚に行つてカメラをかざすことで全部点検できるということ、非常に効率化になるということで、この幕別町の図書館においては、この蔵書点検の日数をゼロにできるというようなことだそうでございます。また、このシステムを導入することによりまして、さまざまなネット上でのサービスも強化できるというようなことございまして、そういった観点からこういったシステム、ぜひ当市としても、まあお金はかかります。また、後でちょっとお値段言いますけど、お金はかかりますけれども、人員がどうしても動かせない、配置できない、その中でどうやって開館の日数をふやしてこうか、また作業を効率化してこうかという段階で、こういった新しい技術を導入することも一つの手ではないかなというふうに考えております。

このシステムの設計をされた方にも聞いたんですけども、もともとあるデータにひもづけしてやることも可能だし、データそのものを全部変える、そういった方法も可能だということで、さまざまなやり方できますよというようなお話でしたので、なるべくその費用を抑えるような形、今ある既存のデータを使いながら、費用を抑えた形でそういった事業、事務事業の効率化を図れるような、そういったシステムではないかなというふうに思っております。この点について、そういった新しい技術を導入をして、通常の作業を効率化することで、開館日の日数をふやすということ、この点については市としてはどのような見解をお持ちなのか、お伺いさせていただきます。

○社会教育部長（小俣 学君） 今、佐竹議員のほうから、カメレオンコードによる取り組みということで御提案をいただきました。私もホームページではありますが、どういうものなのか見てみました。非常に画期的な取り組みだなというふうに関心しました。何しろ本をおろさなくていいと。職員も、この10日間ですけど、本を一斉におろしたり、終わればまた持ち上げてもとに戻したりという、その作業は、私ども見えないところではありますが、毎年、職員がやっているわけでございます。中央図書館でいえば、10日間が開館できるというのは、非常に市民の方にも喜ばれるでしょうし、職員の事務の効率化、事務の低減ですね、そちらのほうも

大いに図れるというふうには思うところがございます。一方で、色あせをしたときに読み取りがどうなるんだろうとか、それから寿命の関係もあるようでございますけども、こういうこともいろいろ調べてみたいと思っております。いずれにしましても、大きな予算が伴う内容になってきますので、いろいろ調査、研究しながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 部長のほうでメリットについてはよく御理解いただいているとか、非常に積極的な面として捉えていただいているというふうに思っております。

そこで予算のところなんですけども、新聞報道等によりますと、このシステム導入に2,200万円使ったようございまして、非常に大きな額でございます。先ほど申し上げました蔵書数も、私どもの東大和市の図書館よりも少ない中でこの金額ということでございます。ただ、幕別町自体の予算も、教育費に15億6,700万円お使用のようで、25年度の歳出と148億7,770万6,000円ということで、当市よりも小さい規模ではあり、また直営ではありますけれども、それほどの予算を使っても、この図書館の活性化、また住民サービスの向上ということについては、非常に資するものがあるということで、多分これほどの予算をかけられたのかなというふうに思います。単独でこの予算を用意する、多分2,200万円より多くなると思うんですけども、難しいと思うんですけども、例えば文部科学省の公立社会教育施設整備費補助金とか、そういった補助金があるようございまして。また、総務省におきましては、自治体におけるICTの整備に関する補助金等もあるのではないかとというふうに思うんですけども、仮にこれを導入しようとした場合に、こういった国等の補助金を使えるのかどうか、この点について確認をさせていただきたいと思っております。

○中央図書館長（関田実千代君） 今議員のほうから御紹介がありました補助金でございますけれども、まず文科省の公立社会教育施設整備費補助金でございますけれども、今現在この補助金はございますが、施設整備に関しましては、その補助制度を廃止しているというふうに、これはちょっとインターネットの情報でございますけれども、廃止して地方財政措置により対応するというような文言があったようございまして。また総務省とか、あと経済産業省などでICTの整備というものをかなり押しつけてらっしゃるので、ちょっとその辺を調べてみました。総務省のほうでも、27年度、かなり整備に関して予算をとっているようございましてけれども、やはり教育の部分を見ますと、やはり学校教育のほうがおくれているということで、学校教育にかなり、要するに先進国から比べて日本はかなり整備がおくれているということで、やはりそちらのほうに重点があるというふうに、ちょっとそのネットの情報では読み取れるということでございます。ただ、何分にもちょっとその程度しか調べてございませぬので、今後もっと詳しく調べる必要があるかなと思っております。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） いずれにいたしましても、大きな予算を伴う事業に、もし仮にやるとしたらなるだろうということですので、引き続きそういった補助金等についても、研究の対象としていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、今いみじくも館長おっしゃったとおり、先進国に比べて教育でのICTの整備がおくれていると、学校教育ですけども。社会教育の場においても、私、日本はそうだというふうに思っております。安城市の市長でしたでしょうか、図書館を新しくするので韓国のほうに行きましたら、市の中央図書館並みの図書館が、視察した韓国の自治体では4つも5つもあって、しかもそれが情報機器が全てそろっているというふうなお話ございまして、それはやはりその国、国の特徴もあると思うんですけども、その自治体の核

として図書館を捉えて、そこで非常に住民サービスの強化をされてるということが見てとれるんじゃないかなというふうに思います。

これは開館日をふやすための一つの方策として、今お話をさしていただきましたけども、ぜひこれもお金がかかって恐縮なんですけれども、前向きに検討していただいて、幕別町で日本で初めて導入したということでもございますけれども、小さな町の単位で、しかも直営で、職員も少ない中でやってらっしゃるところの一つの知恵として、ぜひ大いに御参考にしていただきたい。また、可能であれば実現をしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、③の図書館への指定管理者制度の導入についてということにお話を移らせていただきます。

この検討状況、現在、まあ前も質問させていただいたときと同じような形で、検討委員会での検討中ということで、また一部への導入について検討されてるということでもございました。これは清原図書館について御答弁いただいた中で、その対象に入ってるというようなお話ございました。そういったことから考えますと、当然その全館一斉にというわけではなくて、例えばこういった清原図書館から、そういった制度の導入を図る可能性もあるということでも捉えてよろしいでしょうか。

○**企画財政部参事（田代雄己君）** 指定管理者の導入につきましては、公の施設の管理運営のあり方検討委員会で検討してるところでございますけれども、今、図書館におきましては特定の施設をどうするということまでのお話ではなくて、市の施設全般的に、図書館もその中の一つとしまして、指定管理者の導入は可能かどうかを確認してる、そういう状況でございます。

以上でございます。

○**20番（佐竹康彦君）** いずれにいたしましても、まだまだ検討段階であるということで、理解をさせていただきました。

先ほど申し上げました2006年の調査によりますと、民間活用についての設問もなされておまして、これちょっと古いんで恐縮なんですけど、サービスの向上が見られるのであれば、民間の活用を進めることは適切、これが35.9%。民間活用は全面的、積極的に進めるべき、23.5%。民間活用が適切であると合意が得られたものについて適用を図っていく、22.4%。全体的に肯定的な意見が8割を超えていたということ。しかしながら、否定的な意見も15%ございまして、できる限り公的セクターが直接担当すべき、8.2%。一切民間活用を図るべきではない、6%。やはり否定的な意見も当然、もちろんあるということでございましたけれども、全体的には民間活用は肯定的に国民の間では捉えられているというところでもございました。効果につきましては、ほかの施設と同様に経費の削減、また市民サービスの向上という観点からあるということでございました。

ここで、ちょっと別の角度から、こちら興味深い事例というか、1つ御紹介させていただければと思うんですが、岐阜県高山市の例なんですけれども、「地方財務」という雑誌の2014年8月号に、この高山市の図書館長の打保秀一さんという方が、「指定管理者制度の地域への波及効果—より効果的に機能する制度の構築をめざして」と、こういった題するレポートを書いて発表されておりました。この打保さんは、高山市役所に勤務をされておられまして、教育委員会の事務局長を務めて、図書館の指定管理者制度導入にかかわる事務に関与されて、その後、指定管理者そのものに職を移られて、現在、図書館長として業務を見ておられる。行政と業者の両方の視点から物事を捉えられてる方で、特にこの制度導入に関して、地域経済等への波及効果、特に雇用、地域経済、自治体財政への影響、こういったものについて述べられておられます。

この中で、特にこの自治体財政という観点から、ちょっと御紹介、済みません、長くなって恐縮なんですけど、

地方税、指定管理者に賦課される地方税と指定管理者に雇用される者に賦課される地方税、こういったものが自治体財政への影響としてあるだろうと。この高山市の図書館については、職員は全て高山市の在住を選ぶようにというような、そういった約束事というか——がなされておられて、その雇用された方の市民税が高山市に納まる。また、その法定福利費ということで、事業主が社会保険料を2分の1負担するという。これは市役所ではなくて、その指定管理者が負担するというので、これも経費の削減につながるだろうという観点。また、指定管理者そのものに賦課される地方税については、この地元企業として営業所等の登録をしてもらうことで、県税及び市税が発生をしていて、法人県民税、また法人事業税ということで、これが9年間、平成17年から25年までの9年間で県と市へ納税額、総額3,275万1,000円あったということで、この結果を受けて、このレポートの中のこの項では、一種の企業誘致であり、地元企業等として事務所の設置を行うことを求めたり、業績のよい企業等が指定管理者として市民サービスの向上に参加できるよう、財政上からの視点を持った条件を公募等に当たって制度設計しておくことができるというような結びになっておりまして、導入するしないの話にもまだなっておりませんので恐縮なんですけど、その検討の段階で、ぜひこういった市の財政にも一定程度以上の経費削減というだけではない形で効果があるということ、この点もぜひ御検討の中の一つにお加えいただいて、お考えいただければなというふうに思いますけれども、この点につきまして何か御見解あれば伺わせていただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） ただいま御提案をいただきました。今後、図書館の指定管理者のことも含めて検討していくわけがございますけれども、今ちょうど図書館の先進市の事例、状況ですので、やはり一つの参考になると思っております。ですので、今後の指定管理者の検討に当たりましては、その内容について参考とさせていただきますと思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、よろしく願いいたします。

財政という観点から、この指定管理者制度の導入について、その効果を述べさせていただきました。私、前も述べさせていただきましたし、我が党といたしましても、財政上のメリットがある、また市民サービスの向上が見込める、その可能性が大きければ、こういった導入に向けて前向きな検討がなされるべきだというふうに考えております。

また、一方で、実は図書館の運営そのものに焦点を絞った場合に、これバランスをとるということではないんですけども、充実した市民サービス提供できてる自治体を見ますと、直営の場合もあれば指定管理者の場合もあるということで、これはなかなかそれぞれ長所も短所もあるということを認めなければならないというのは正直なところでございます。しかしながら、特にこの首長さんが、断固として直営でやっていくというふうに決めて成功をおさめた自治体ございまして、直接その市長にもお話、伺ったのが、これが佐賀県の伊万里市というところございまして、これは実は先ほど挙げました武雄市と隣り合ってる市で、本当に正反対の図書館の運営のされ方をしながら、両方が非常に評価を受けて、視察も大変多いということ。伊万里市については、文部科学大臣表彰、この子供の読書活動に関することについて2度も表彰を受けてるということで、そういった事例もあるということ、これは申し添えさせていただければと思います。

いずれにいたしましても、どのようなことであれ、共通してるというのが、まず行政のトップの方が、この自治体経営の中において図書館というものを非常に重視してる。そのコミュニティーの核になる、まちづくりの拠点になるというふうに認識をして力を入れようとされてる。もう一つが、利用者である市民の声をきちん

と反映させようというふうに、さまざまな意見を聞いたり、参加をしてもらったりということで、さまざまな工夫をしているということがございました。

これからの東大和市の図書館のあり方、考えた場合に、さまざまな点を考慮した上で運営方法をどうしていくかということとともに、東大和市の図書館とはどうあるべきか、そのイメージというか、哲学というか、そういった明確なものを市民と行政が共有していかなければならないというふうに、私は考えております。現在、市には図書館協議会があって、さまざまな御議論をいただいておりますけれども、またそれとは別に、広く市民の方に、この図書館のあり方等を問いかけて、御意見いただけるような場を設置していくことも大事なのかなというふうに考えております。この点について、御見解があればお聞かせいただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 今、佐竹議員のほうから御提案いただきましたけども、図書館協議会、年3回やっております。そういう中でも、さまざま議論はあるところでございます。そういう中でも意見はいろいろ聞けるところですけども、今御提言のありました市民から声を聞く、そのあるべき姿ですね、どうあるべきかとか、そういうことも市民から声を聞く機会というのは今のところございませんけども、市長への手紙とか図書館への声とか、そういうことはございますけども、それがメインになってるというふうに認識してございます。御提言ございました内容につきましては、どういうことができるのか、今後また考えてまいりたいと思います。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、そういった場を設けていただければと思います。特に伊万里市の例ですと、市民協働で、名前も市民図書館なんですね。市民協働で、市民がつくり上げ、市民が利用して盛り上げていく図書館ということでありましたので、ぜひそういったいい事例を御参考にしていただければと思います。

最後に、ちょっと長くなるんですが、文科省のホームページに、これからの図書館の在り方検討協力者会議というものの提言がございまして、「これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―」という報告の中の第1章のよびかけの1、地方公共団体のすべての機関の方々へというところに、次のように述べられておられます。

図書館の設置者である地方公共団体の皆さんは、図書館が、地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点であることを認識し、図書館行政・政策の一層の充実・推進を図ってください。皆さんの中には、図書館を図書を貸し出すだけの施設と受け止めている方も少なくないと思います。しかし、図書館は、もっと多様な可能性を持っているのです。地方分権が進む現代の社会においては、それぞれの地方公共団体が独自に情報収集を行い、現状判断や政策立案を行うことが必要になってきています。また、行政への住民参加が進む中、住民が自ら必要な情報を収集し、意思決定することも重要になってきています。このために必要となる多様な資料や情報を提供する役割を担うのが図書館です。図書館は、地域の行政や住民の自立的な判断を支える情報提供施設です。また、図書館は、知の源泉である図書館資料を提供して、住民の読書を推進し、基礎学力や知的水準の向上を図るために欠かせない重要な知的基盤であり、ひいては地域の文化や経済社会の発展を支える施設です。今すぐに地域における図書館の存在意義を明確にし、その充実へ踏み出さないと、今後一層厳しい財政状況が予想される中、改革の機会を長く失い、地域の知的な基盤づくりに支障をきたすことになるでしょう。

というふうな呼びかけがなされております。

済みません、長くて恐縮だったんですけども、ぜひこういった観点からも、教育委員会においても、また市

長部局におかれましても大いに関心を持っていただいて、活性化にぜひお取り組みいただければなというふうに思います。

これで、この質問を終了させていただきます。

続きまして、3点目、学校教育についてお伺いさせていただきます。

毎年お伺いしてます図書館を使った調べる学習コンクール、昨年の倍に当たる募集数があったということ、大変喜ばしいというふうに思っております。この内容等につきましては、どういった分野の内容が多かったのか、この点、御確認させていただければと思います。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 内容につきましては、小学校では社会や理科にかかわるもの、中学校でも同様に社会や理科にかかわるものがございました。ただ、中には小学生では韓国料理のことについてですとか、それからマカロンの作り方というような内容であったり、中学校では数学のところでインド数学についてということですか、またそのほかで食事で体を強くするにはというような、教科以外のところで当てはまるような内容の応募もございました。

以上でございます。

○**20番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

その教科以外の内容でということが、大変私としては非常にうれしいといえますか、その教科以外で、まず自分の興味を持ったことについて徹底して調べて学習していこう、みずから積極的に、能動的に図書館を使って知識を深めていこう、学んでいこう、そういった姿勢が見られてるということ、非常に評価をさせていただければというふうに思います。ぜひ、理科とか社会とか、夏休みの宿題の延長線上という部分もあるのかもしれませんが、それ以外のこういったさまざまな分野にわたって学習活動が盛んになることを強く望むものであります。改めまして、地域コンクールの開催というものを、そういった活性化の一助として、ぜひ求めていきたいというふうに思います。前と変わらない御見解かもしれませんが、この点について御意見をお聞かせいただければと思います。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** このたび、この図書館を使った調べる学習コンクールへの参加というのは、今年度で2回目ということになっております。それぞれ各学校では、児童・生徒の実態、また夏季休業中の狙いを踏まえながら、その休業期間中の課題として設定をしたりというようなことでございます。市として、一律に取り組むのは、まだ現状としてはちょっと難しい状況があるというふうに考えております。参加の仕方につきましては、現在の方法、しばらく続けていきながら、さらに研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（佐竹康彦君）** 2回目ということでございますので、これ回を重ねて、ぜひこの地域コンクールというものにつなげていただければなというふうに思います。来年も引き続き御尽力いただければなというふうに思っております。

その調べ学習のための環境整備についてということに、質問を移らせていただくんですが、この資料収集について、各校ごとに、この実情に合わせてさまざまな、スポーツですとか環境の資料の整備にも力を入れているということでもございました。各校ごとの方針というものがどのようなものか、おわかりになりましたら教えていただきたいというのと、あとこの図書館では、学校図書館では対応し切れないというものについて、公立図書館との連携、どのようにされてるのか、この点についてお伺いいたします。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** まず、資料収集の購入の計画ということでございますけれども、年度ご

とに子供の実態、それから教員の必要感などから、学校がそれぞれ重点分野を決めて、どのような資料を購入するかということを計画的に行っているところでございます。なお、学校の図書館の活用だけでは、なかなか資料がそろわないというようなことの場合には、中央図書館をお願いをしまして、集団貸し出しの制度を活用させていただき、児童・生徒が調べ学習を進められるような、そんなような取り組みをさせていただいております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、そういったお取り組みの中で、キーパーソンになるのが、この図書館指導員であるかなというふうに思います。まず、この指導員の補充について、過去、配置ができていなかった学校があったように記憶してはいますが、この点について、その後、どのような手当がなされたのかお聞かせいただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（小坂橋悦子君） 東大和市報で募集をただけではなくて、今年度は市のホームページですとか、またはツイッターを活用させていただいたり、あと一定期間、市内の駅前の掲示板等にポスターを掲示するなどして、募集を広く周知してまいりました。その結果、学校図書館指導員を配置できていない学校が、あと1校というところまで今きている状況でございます。12月にも、また募集をかけておりまして、既に問い合わせもいただいております。今後、本市の配置条件に合う方でございますれば、採用を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、よろしく願いいたします。こういった点で、市内の児童・生徒に不公平感があつてはならないというふうに思っておりますので、ぜひ採用に向けて御努力いただければと思います。

あわせて、この図書館指導員ですね、こういった調べ学習、また図書館の利活用という上では、非常に重要な方であるというふうに思います。その図書館指導員の方が、ぜひその学校の教員会議の場ですとか、さまざまな読書運動、調べる学習活動、そういったことについて教職員会議等の場で積極的な提言を、提案を行って、そういったものの実現に向けてよりよい学習効果を上げるような、そういった体制を組めないかというふうに考えているんですけども、現実の学校の現場ではどのような対応がなされているのか。また、そうでなければ、こういった図書館指導の積極的な活躍というもの、どのようなことを考えておられるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（小坂橋悦子君） 現在、教員の要望を受け、特に司書教諭もおりますので、図書館担当の教員と打ち合わせをしながら、学校の学習指導計画に沿ったような活用が図れるようにということで、協力して図書館の活動を進めていただいております。

なお、学校図書館指導員の皆様、大変積極的に動いていただいております。例えば季節ごとにお勧めの本を子供に紹介し、掲示物をおつくりになったり、または図書館だよりというようなものでお勧めの本を紹介していただいているような、そんな活動をしてくださっている方もいらっしゃいます。ぜひ、この専門性というところを大いに発揮していただきまして、今後も子供たちの読書活動の推進のために寄与していただけるような、そのことを期待しているところでございます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 1点、追加をさせていただきたいと思いますが、今議員のほうからもお話ありましたけれども、専門性、大いに発揮するためには、やはり学校という組織の中で、チームとしての一員としてしっかり位置づけられ、またそういう意識で役割を果たしていくことが大切だと考えております。こ

れは今年度ですけれども、地域で文庫活動をされてらっしゃる、あるいは子供たちの読み聞かせの活動などに尽力されてらっしゃる方にお話を聞かせていただいた際に、とても強く感じたところでございます。そういうことから、校長会などでも、今は学校図書館の指導員のお話でございますが、さまざまな力によって学校が支えられておりますので、それを学校の校長の経営方針の中で、描いてるのがしっかりできるように、チームとしてやってほしいということも、私たちも支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。せっかくいらっしゃる図書館指導員の方、十二分にその力、発揮できるように、今後ともさまざまな体制を組んでいただいて、今部長おっしゃったような形で、校長の皆様にもそこを御認識いただいて、経営方針にしっかりと入れていただけるように、お進めいただければなというふうに思います。

あともう一点、最後、学校の図書資料の充実、これ予算の部分なんですけど、当市の小中学校の過去の図書予算額、これについてお聞かせいただければと思います。お幾らでございましょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 学校図書につきましては、学校判断で購入できますように、備品予算として学校配当しております。また、このほかに約1校当たり15万円の図書費を特別枠で予算をしておりますので、金額に関しましては決算ベースですね、平成25年度の決算ベースですが、各小学校1校当たりの平均額は約52万2,000円です。同じく中学校の1校当たりの実績ベースですが、こちらは約44万3,000円となっております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

図書に限定しない備品等での購入ということもあって、これぐらいの金額がなされているということで、手元に平成26年度の学校図書館図書整備施策に関するアンケートということで、これ全国学校図書館協議会の調査がございまして。今言った52万円、また44万円という額ですと、ちょうど中ほどなのかなというところなんですけど、ただ東京都に限ってみますと、割と他市よりも若干少ないのかなというのが印象です。お隣の小平市、小学校だと62万円、また中学校だと87万円ぐらい。福生だと80万円ですね、小学校が。中学校も112万円程度ということで、若干当市としては、このアンケート、当市の数値は記載されていないので、アンケート、お答えにならなかったのかと思うんですけども、若干ちょっと少ないのかなという気がします。もちろん当然、その予算もありながら、また各学校のお考えもありながらだと思うんですけども、ぜひこういった他地域に負けないような予算の手当等も、図書費だけで使える予算、15万円ということだけではなくて、もう少し新しい資料をすぐにそろえられるような予算面での措置も、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

これは要望させていただきます。

以上で、3点目の学校教育についての質問、終わらせていただきます。

続きまして、最後、4点目の災害時における女性・母子への対策についてということで、少々時間もないんですけど、さまざま課題がある中で、着がえ場所、物干し場、また小さいお子さんの授乳の場所、ミルクをつくる場所、さまざまなそういった事例がある中で、市としては間仕切りですとか、着がえのテントの充実ということやっておられる、そういった状況、よく把握させていただきました。この着がえテントの充実ですとか、間仕切り等のこういった備品、これは避難所と思われるところ全てには充足しているのかどうか、これからもまた充足しなければいけないところがあるのかどうか、この点について伺わせていただければと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 避難所用の間仕切り等でございますが、こちらにつきましては平成26年度、今年度予算から配置してございます。今年度から3年計画で実施の予定でございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 同僚議員も実物を拝見させていただいて、大変素晴らしいものであったということでもございました。引き続きこの充足を行っていただきたい、女性の視点、女性の声を生かした避難所運営ができるような形で、ぜひお進めいただきたいというふうに思います。

市のほうで出された課題以外の点について、ちょっと私のほうから述べさせていただきたいんですけども、特に災害時に被災地において女性にかかわる問題の中で、女性が被害者となるような犯罪がやはりあったようでございます。手元にある資料は、東日本大震災女性支援ネットワークというところが、これ男女共同参画会議監視専門調査会のワーキンググループで出した資料なんですけれども、この中で有効回答82票の中で、被災地において女性に、また子供が暴力を振るわれたという事件が多数発生しているようでございます。震災前からあったドメスティック・バイオレンス、これがあったということと、あわせてドメスティック・バイオレンス以外で性暴力、そういったものが被災地でも実はあったということ、一部報道ではなされたようでもございますけれども、余り大きく周知されたような内容ではございませんでした。特に避難所ですとか仮設住宅において、そういった性的な嫌がらせとか犯罪等がなされたようでございます。DVについては、特に夫、家族とともに、そういった性犯罪を中心とした嫌がらせ、女性、子供への暴力等ですと、避難所の住人ですとかリーダー、そういった方、またボランティアの人、友人、知人、顔見知りの人、こういった方が加害者になってるといような調査結果が出ております。大変、私これ知ったときに非常にショッキングな内容でありまして、女性の視点を生かして生活していく上でさまざまな手当をすることは重要であるんですけども、次の段階としてこういった暴力行為、ドメスティック・バイオレンス等の暴力行為、またそういった性犯罪等が、いざ災害が起きたときに、当市において決して起きないような形で事前から体制を組んでいただきたい、また啓発活動をしていただきたいというのが、要望したいところなんです。

これについて市民の方と、このことについて学び合う機会がございまして、その場でいらっしゃった女性の方々も、まず知らなかったということと、これについてはぜひ女性、当事者である女性にまずは知っていただきたいということと、あわせて男性の人たちにも、この件についてはよくよく知っていただいた上で、この災害時における避難所運営などの共同作業に従事してってもらいたいという要望がございました。この点について、こういった内容について、市としてどのような啓発活動が行われるのか、この点についてお伺いさせていただければと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 避難所生活におきましては、災害が起きた中では大変な混乱が生じると思いますが、市としましては、市長のほうから答弁いただきましたが、生活スペースの確保ということとか、プライバシーの確保をするための——現在、先ほども申し上げましたが、間仕切りや着がえ用テントの整備を順次進めまして、避難所におけます女性の保護といいますか——やっていきたいというふうに思っています。また、各避難所ごとには、今年度から始めていきますが、運営マニュアルのほうの作成におきましても、引き続き女性の視点を生かしましたマニュアルづくりを、学校の先生方、また地域の方、市の職員で作成してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） そのマニュアルづくりの場においても、こういった情報をぜひ御提供いただいて、知

っていただくことがまず重要かというふうに思いますので、ぜひこの点につきましても、この資料、私もネットで見つけたので、すぐ手に入るものだというふうに思います。こういった情報も提供されながら、マニュアル作成づくりに生かしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次、母子への対策ということで、課題、対策の中で、保護者への情報提供等について、関係機関との具体策を検討することが必要というふうなお話でございました。これをいつまでに、どのような形でやっていくのかということ、この点、今、現段階でおわかりになるようでしたら教えていただければと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） まだ、いつまでにというふうなところでの具体的なスケジュールというのは、私どものほうでまだそういう案は持っておりませんが、今後さまざまな母子の保健事業等を行う中で、そういった災害時における対応の情報提供とか、そういったものをなるべく充実させて行えるような形で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

あと最後に1点、関係諸団体との連携体制ということで、病院、医師会、また歯科医師会、薬剤師会等々との連携、教えていただきました。かつて私、一般質問で接骨医師会との防災協定ということの質問させていただいた中で、当市には助産師会がないというふうなこと、一言、申し添えさせていただきました。三鷹市では、この助産師会もあって、この5つの団体がしっかりと体制を組んでということでもございました。相変わらず助産師会、当市にはないということなんですけれども、市内には助産院もございまして、助産師の資格を持った方もおられますので、ぜひ助産師会は市になくとも、この防災時の女性またはお母様、また幼い子供たちのケアをしていく、そういった体制を強化していくという意味で、こういった方々との防災協定を結ぶ、また連携、協力していくということ、これをぜひお進めいただきたいと思うんですけども、市の考え、お聞かせいただければと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今議員のほうから御提案いただきましたが、平常時から助産院や助産師の方々には、妊産婦の保健指導などがかかわりを持っていただいておりますことから、今後、引き続きそういったところの活用など、災害時の御協力をいただくことについても、具体的な協議などを今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

---

午後 2時36分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 関野杜成君

○議長（尾崎信夫君） 次に、8番、関野杜成議員を指名いたします。

[ 8 番 関野杜成君 登壇 ]

○8番(関野杜成君) 8番、関野杜成です。通告に従い、一般質問を行います。

まず大きな1番、自治会加入促進についてです。

①として、尾崎市長就任から自治会加入率の状況をお伺いいたします。

アとして、全体の加入率の状況は。

イとして、マンションなどの集合住宅の加入状況は。

ウとして、マンションなどの集合住宅以外の加入状況は。

②として、自治会加入の必要性をどのように考えているのか。

③として、今後の市の課題と予定をお伺いいたします。

大きな2番として、みどりのおばさんについてです。

①として、なくなってからの状況は。

②現在どのように行っているのか。

③現状の課題は。

④今後の予定をお伺いいたします。

大きな3番目、東大和市駅前の信号について。

①一般質問で要望後、何度か信号機の調整が行われてきました。現在は調整などは行っているのでしょうか。

②調整後の問題点と解決方法は。

③今後の予定についてお伺いいたします。

大きな4番目、各種届出の確認方法について。

①以前の一般質問でも要望いたしましたが、その後どのような検討を行ったのか。

②実施しているならば、どのようなことがわかったのか。

③実施していないのであれば、なぜ実施しないのか。

④問題点や改善点についての考えと今後の予定についてお伺いいたします。

この場での質問は以上です。再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

[ 8 番 関野杜成君 降壇 ]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、市長就任から自治会全体の加入率の状況についてであります。平成23年4月の加入率は36.8%、24年、36.6%、25年、36.1%、26年、35.1%でございます。平成23年と26年を比較しますと、総世帯数は1,659世帯の増ですが、そのうち自治会加入世帯数は17世帯の減となっております。

次に、マンション等の集合住宅及びマンション等の集合住宅以外の加入状況についてであります。現在の自治会の加入世帯は1万3,101世帯であり、そのうち集合住宅を単位とした自治会の加入世帯は6,117世帯で、全体の46.7%でございます。また、マンション等の集合住宅以外の加入世帯は6,984世帯で、全体の53.3%となっております。

次に、自治会加入の必要性についての考えでございますが、少子高齢化、核家族化並びに生活様式や価値観の多様化などに伴い、地域での結びつきが弱くなり、防犯や防災対策、青少年の健全育成、美化活動など、かつて地域が果たしていた機能が弱体化しつつあります。そのような中で、まちづくりを行うためには、地域で

活動する自治会が中心的役割の一つであると考えております。

次に、今後の市の課題と予定でございますが、自治会のある地域においては、自治会加入率の引き上げ、また自治会のない地域においては、コミュニティーの醸成が課題であると考えております。今後もまちづくりの役割を担っている自治会の活動を市民により伝えられるよう、ホームページなどで紹介してまいります。また、自治会や管理組合などが横のつながりを持ち、コミュニケーションがとれるよう情報交換の場を多くつくってまいりたいと考えております。

次に、学童交通擁護員の復活についてであります。登下校中の子供たちの安全確保には、学校と家庭による安全指導と市と地域の継続的な見守り活動が不可欠であると考えております。保護者や地域の方々の御協力を得ながら、東大和警察署や関係機関とも連携しつつ、子供たちが安心して通学できるように交通安全対策に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市駅前の信号機の調整についてであります。平成24年1月に歩車分離式信号機に変更した後、右折レーンの停止線の位置変更や自転車横断帯の廃止、横断歩道の位置変更による交差点のコンパクト化と、サイクル時間の微調整などが行われました。また平成25年6月に通勤、通学時間帯における青梅街道上下線の青信号の点灯時間の延長が行われ、現在に至っているところであります。

次に、変更後の問題点と解決方法についてであります。青梅街道上下線に対して右折矢印信号の設置要望がありますことから、以前から東大和警察署に要望しているところであります。しかし、設置に当たっては交差点内の全信号や周辺の信号機のサイクルの変更を要するとともに、他方向の道路渋滞を招くことになるため設置は困難とのことであります。今後も交差点内の交通が円滑に流れるよう、東大和警察署と協議を継続してまいりたいと考えております。

次に、今後の予定についてであります。東大和警察署によりますと、今後も交通状況の把握に努めていくとのことであります。駅周辺の状況が変わることなどにより、交通状況の変化が見られた場合には、現在の信号機の改良や交差点の規制形状の変更などを含めて検討してまいりたいとのことであります。

次に、保育園申請時の勤務先の確認などについてであります。現在は勤務先からの勤務証明書を提出していただき書類内容を審査し、疑義ある場合には勤務先等に電話で確認するという方法をとっております。それでも疑義がある場合には、職場を訪問することとしております。今後は任意抽出で勤務先等を訪問することを検討してまいります。

次に、生活保護申請時やその後の生活状況の確認についてであります。市では国や都の指導、助言に基づき、要保護者や被保護者の生活状況等の把握を目的として訪問調査を行っております。訪問に際しては、原則として事前に訪問予定や目的を告げて、約束の上で実施するなどの配慮が求められておりますことから、世帯の状況に応じて適切に実施しているものと考えております。

次に、実施状況についてであります。市では生活保護申請時及び受給中の生活状況の確認のため、定期的に対象者の訪問調査を実施しております。訪問調査により、生活の場において、世帯の状況や生活環境が適切に維持されているかといった確認及び検証ができ、援助方針に反映できているものと考えております。

次に、問題点や改善点についての考えと今後の予定についてであります。市における訪問調査につきましては、訪問率の目標を80%としており、目標達成に向けて計画性を持った訪問が必要であると考えております。なお、現在、ケースワーカーの担当世帯数が1人当たり100世帯を超え、緊急の案件などの対応により、訪問率に影響が及ぶこともございます。今後につきましては、実施体制の整備と職員のさらなる資質の向上、また

関係機関等との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 学童交通擁護員の復活についてであります。現在、学童交通擁護員は1カ所にのみ配置しております。これは信号機のない芋窪地区の青梅街道を、安全に横断させるために配置しているものでございます。他の場所は信号機が設置されており、保護者、PTA、交通擁護ボランティア、スクールガードを初め、地域の方々の御協力を得て、児童の通学時の安全確保に努めているところでございます。学校では、子供たちが交通ルールを守り、安全確認をしっかり行いながら登下校できるように、交通安全指導を徹底しております。今後も見守り活動をされている方々の負担軽減を図りながら、継続的な取り組みが行われるように、ホームページや教育委員会だよりを活用して広報活動を展開し、活動に必要な備品等の貸与、ボランティア保険の加入等、支援体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず大きな1番、自治会加入についてです。

まあコミュニティーの再構築ということなんですけれども、これについては私が議員になる前からずっと掲げてる内容でもあります。かれこれ、もう12年近くたつんでしょうか、なかなか加入率というのが上がってきません。ここ何回、まあ年に1回ぐらい、この質問はさせていただいてるんですが、前のときは加入率、上がりました。ただ、内訳を見てみると、やはりそのマンションのほうのマンション管理組合が自治会という形の組織をつくったというところでの加入増というところしか、私からは見えてはいません。

そういう意味では、今自治会のない地域、そういったところに関して新しく自治会をつくる方法、そういったものというのが行われていないのではないかというふうに思っております。市長も、市長答弁でもあったように、自治会、そういったコミュニティーの醸成が課題だというふうにも言われてますし、横のつながりがあることによってということも話をされています。

先日も長野のほうで地震がありましたけれども、そのときの死亡者はゼロだと。そこでなぜゼロなのかというと、あそこまでコミュニティーがしっかりしてるというのはなかなか難しいと思います。助けに行っただけ、この家のどこどこに、この人は寝てるだろうというところまでわかってた。だから、あちこち探さずに、もうここだということにみんなで力を合わせて助けに行っただけというようなことをテレビの報道でもやりました。一番いいのは、そこまでできればとは思いますが、なかなかこういった東大和の地域では、そこまでは難しいのではないかと。ただ、やはり近隣に誰が住んでるのか、それぐらいは最低限わかっていることによっても大分違うのではないかなというふうには感じておりますが、再度お聞きします。ここ1年、どのようなことを行ってきたのか、自治会の加入率の向上に対して。まず、そこから伺いをいたします。

○市民生活課長（田村美砂君） ここ1年、自治会のない地域にどのような活動をして、加入促進のことをしたかということでございますけれども、まずことしの1月ごろから市のホームページに、自治会に今実際に活動している皆さんの活動のレポートを載せさせていただきまして、それを市民の方に見ていただいて、自治会の活動というものはどういうものなのかというのを、まず理解していただくのが必要じゃないかということで、取材のほうに行かせていただいて、写真など、文書だけではなくて、目で見ても活動の内容がわかるような形

で載せさせていただいております。また、今現在、7つほどのケースでしか載せておりませんが、担当のほうで順次いろいろな自治会の活動に参加させていただいております。

それから、もう一点なんです、ことしのふれあい市民運動会におきまして、自治会加入の啓発物品ということで、チラシと少し粗品のようなものを入れさせていただきまして、なるべく自治会のテントに入っていないような方で、結構小さいお子さんを連れて見てらっしゃる方を中心に、自治会に加入しませんかというチラシの入った袋をお渡しして、大体100ぐらいだったと思いますけれども、そのような形で関与のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 自治会の活動のレポートを、ホームページに。まあ実際、それを見る方がどれだけいるというところではありますが、実際この活動のレポートを作成するときに、自治会さんのほうに行かれたというようなお話なんですけれども、自治会側としては、初めて市のほうがこういったことで来てくれて、今うちの活動がホームページに掲載ようになったというふうには喜んではいます。ただ、今のお話を聞くと、私が言ってるのはあくまでも未加入者に対してのところになってくるので、このレポートと市のホームページで、自治会はどういったことをやっていますよというのをアピールするのもいいですし、もちろん市民運動会で渡したというふうに言ってますけれども、その方が住んでるところに実際自治会があるのかどうか、そういったところも問題になってくると思います。そういう意味では、やはりしっかりと東大和市の中で自治会が構築されていないところ、そういったところをいかに構築していくかというのが、私は必要なかなというふうには思っております。

もう何年も前からずっと言ってますが、地域担当制度、これ日野のほうでは大分前からやられてるんですけど、実際やったことによって職員の方が大分大変になってしまったというようなお話は伺っています。その後、ちょっと私も日野のほうで、ちょっとそれ確認していないんですが、その地域担当制度、どのようなもので、どのような課題とメリット、デメリットがあるのか、そういったもの、おわかりになるようであればお話を願います。

○市民生活課長（田村美砂君） 地域担当制度でございますけれども、メリットといたしましては、やはり地域の中に入って行って、地域の問題をじかに職員のほうで聞いてこれというメリットがあると思います。その声を、まちづくりのほうに生かせる、それから市とのパイプ役ができるという点では、大きなメリットだと思います。近隣市でも、管理職が地域担当制ということで、その地域のまちづくりの会議に入っているのを、昨年度あたりから始めたというのも聞いておりますので、そのようなあたりを話としては聞いております。デメリットは、特に聞いておりません。

以上です。

○8番（関野杜成君） まあメリットとしては、そのような部分で、ある意味、これができちゃうと市議会議員いらぬのかなというような、要望が全部地域から直接市に入りますから、思ってしまうんですけれども、そこは別としまして、デメリットとしては、やっぱり勤務時間外でのそういった活動が少し多くなってくるというようなことは、実際にそれを行っている市のほうからは聞きました。あと、それと同時に以前の答弁でもあったように思っております。

それで、今当市で新しく転入をされてくる方、以前は東大和市の袋の中にいろいろな市の情報、冊子を入れてたと思うんですけれども、その中にも多分、自治会のが入ってたと思うんですね。今現状どのようなものを

入れて渡してるのか、またはただその入ってる袋を渡すだけで終わってしまってるのか、自治会がこういうところにありますよ、加入してくださいとか、そういったようなこと、啓発まで行っているか、その点についてお伺いをいたします。

○市民生活課長（田村美砂君） 平成24年の2月に、東大和市の自治会加入の御案内ということでリーフレットを作成しております。今議員のほうがおっしゃられましたように、市民課で転入者へ配布する封筒の中に、リーフレットを一部入れて、そちらをお渡ししているという形になっております。その内容を見ても、ちょっと自治会長さんの御連絡先などは入っておりませんが、市民生活課、市のほうへ御連絡くださいということと書いてはございます。ですので、お渡ししてるところで終わっているというのが現状です。

以上です。

○8番（関野杜成君） 今言われた冊子以外には、入れてないという認識でよろしいですか。

○市民生活課長（田村美砂君） はい、そのとおりです。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 以前から、そうすると後退してますよね。以前は、東大和の地図があって、自治会の地域の書いてある紙、それが入ってたと思うんです。正直、今言われた自治会加入の御案内を見ると、これといって自治会の、まあ自治会とはだったり、そういう自治会の活動、そういったものは書いてありますけれども、その転入されてきた方がどこに行っているのか、全くそういったものはありません。何かあれば、市民生活課に電話くださいと言われても、やはりその来たタイミングである程度お話をしないと、多分だめなのかなと私は思っています。

私が住む芝中団地では、自治会加入率、もちろん落ちてます。ただ、ここ最近、外国人の方が住まわれたり、もちろん新しい方が来られたりという状況があって、なるべく自治会に入っていたらこうということで、東京都住宅公社ですから、あそこをお願いをして、自治会に連れてきてくださいということをお願いしています。そういう意味では、公社のほうもわかりましたと。やっぱり地域がしっかりしていることによって、団地の管理もしやすくなるからというようなお話で、初めのうちは渋ってはいたんですけど、3年ぐらいずっと言い続けてたら、そういったことをしてくれるようになりました。そういう意味では、私がいる地域に関しては問題はなく、あとはその自治会の人たちがどれだけ頑張るかということにあるんですけども、やはり自治会がないところ、またはあってもそういった情報が自治会員には入らないところ、そういうところに関して、せっかく一番初めの窓口として市に来るわけですから、そこでいかに自治会に入れていくか、そういうところが必要なかなというふうに思いますけれども、そういったところの考え、何かお持ちであればお伺いをいたします。

○副市長（小島昇公君） 先ほど自治会に勧誘するためのということで担当課長のほうから、リーフレットというふうにお答えをさせていただきましたけども、転入された方に市を知っていただくということでは、便利帳ほか市を知っていただくものはお配りさしていただいております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） はい、わかりました。

私が質問した、今後これからどのようなことをやっていかなきゃいけないのかということに関しての考え方あるんであればお話してください。ないんであれば、なくてもいいです。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 新たな自治会の設立というような周知は、なかなかできないというところとございます。そんな中で、やはりまだまだマンション以外にも、宅地開発で固まった開発が行われてるところ

でございますので、そちらにポスティング、チラシのポスティングになってしまうかもしれませんが、そのようなことは検討したいなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○8番（関野杜成君） 新しく開発された一戸建て住宅だったり、そういったところに関しては、前回は答弁いただいたように、新しく自治会ができて、皆さんで加入していただいているというようなお話を伺ってます。新しいところに関しては、もちろん新しいですから、うまくその道筋をつくれれば自治会として立ち上がり、皆さんが加入するという形になりますけれども、現状、自治会のないところで、東大和に長く住んでる方々のいる地域、そういった地域をどうしていくかというところになってくると思います。その東大和のほうで配ってる自治会加入の御案内だったり、または自治会の手引きだったりというのを見させていただきますと、自治会をつくるに当たってだったり、自治会というのはこういった組織ですよという程度しか書かれておりません。

実は、隣まちの東村山のほうに自治会加入マニュアルというものが作成されております。これ作成したのは、各自治会の方々と市が作成をしております。市役所の1階の一番見やすいところに、市民協働課というような新しいところができまして、そこで自治会のほうに加入を促進してるというようなお話を伺ってきました。この冊子の中には、どうして自治会加入が少ないんだろうとか、または自治会加入をしてもらうために、自治会はどういったことをやっていけばいいのか、そういった自治会が今本当に困っている内容に関して、いろいろと書かれています。こういうような、やはりマニュアル、そういうものを作成することによって、やはり自治会としても自分たちではわからないところに関しては市に聞いたり、または市からこういう形でやったらどうですかというところで、歩き回って自治会の加入促進したり、そういったことができ得てプラスに、新しくやっぱり加入されてる方が多くなってきたというようなお話を伺ってます。

正直、今までのお話を聞くと、手引を渡してます。自治会加入の御案内を差し上げてます。何かをするには市民生活課に電話ください。全てが受け身ですよ。受け身じゃ、多分、私はこういった自治会への加入率が高くなるかどうかという、ならないと思うんですよ。やっぱりこちらから、いかにその自治会組織に入っていくか、そういったところが私は必要だとも思いますが、その点についていかがお考えですか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 受け身ということでございますけれども、どのようにしたら自治会がふえていくかというところで、昨年から検討しております、ことし新たな取り組みといたしまして、毎年、十数年前から自治会長会議は行ってるところでございますけど、ことし新たな試みといたしまして、マンションの管理組合の理事長会議というのを同時期に、別の会議で持ったところでございます。こちらにつきましても、やはり自治会の加入の促進をしたり、それから市からの情報提供、それからあと会員同士でちょっとお聞きしたい情報交換というような場を設けさせていただいたところでございます。

そんな中で、特に南街地区におきましては、市内のマンションのうちの半分以上が南街地域にございますので、そちらの理事長さんのほうから情報交換の場をつくってほしいというお声が5月のときにございまして、特に近隣のマンション、隣のマンションでも後からできたマンションの方、どなたが理事長さんなのかと、わからないというようなところがございまして、先週、11月の末に南街地区の27のマンション管理組合の理事長さんに声をかけたところ、半分以上の14の組合から出席をいただいて、情報交換をしていただいて、お宅のマンション、こういうことはどういうふうに行っておりますかと、そういうふうな場を設けさせていただいたところでございます。市といたしましては、マンション同士の情報交換の場ということでございますので、市からの情報提供は極力少なくいたしまして、皆様方からふだん困ってること、課題にしていることなどを事前

に提案していただいて、それにつきましてそれぞれのお考えとか、うちはこうしてるというような情報提供の場にさせていただいたところでもございまして、議題が多過ぎまして2時間では足りなくて、皆様からは役員の交代も頻繁でございますので、残った議題につきましては年度内にぜひ開催してくれというようなお声もございましたので、3月末までにはもう一回やらさせていただきたいと考えてるところでございます。

このようなことで、新たな自治会の設立にすぐつながるかはわかりませんが、マンションの管理組合さんのほうから、そういうようなつながりを持たせていただきたい場所を設定してほしいというようなところもございまして、市のほうでも動いたようなところもございますけども、これを足がかりに自治会の加入につきましても、機会があるごとにお話はさせていただきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○8番（関野杜成君） まあい試みですよ。それをやることによって、そういった新しい住民、新しい住民というか、古い住民もあそこに引っ越したりしてますから、新しい住民というか、そういうマンションのところの意見が聞けるようになったのかなというふうに思ってます。

ただ、マンション管理組合の場合は、入らなきゃこれはいけない状態ですから、ある意味、入っていない方がいるかというといえないと思うんですね。実際そのマンション管理組合が自治会登録という形になると、マンションの中で自治会に入っていない方というのを探すほうが逆に難しいんじゃないかなと。マンションはマンションで、今言われたように年1回、自治会長会議、行われてますけれども、そういったマンションのほうのそういったことも行っていいですが、やはり私が十何年来言ってるのは一戸建ての地域、そういった地域がやはり手薄になってるんじゃないかなと。

この十何年の間に、南街地域、南街連合自治会、南街の各自治会があつて、その上層部という形があつたと思いますが、あいつたものもなくなってしまいました。そういう意味では、やはり地域、地域、多分先ほどお話しした東村山のほうの自治会加入マニュアル、そちらでも多分御存じだと思いますけれども、その中身を見ていただくと、地区ごとに何々自治会、何々自治会とあつて、その上にやっぱり上部団体がしっかりとあるんですね。そういうような形をやはりつくっていくということが、今求められてることですし、それをすることによって市長は先ほど答弁でお話をされていた地域コミュニティの醸成だったり、はたまた市からの情報提供、もちろんその青少年健全育成、美化活動など、防犯、防災、そういったものが培われてくると思っております。もう少し人員をふやすという形なのか、力を入れる形なのか、やっていただきたいんですけども、マンション管理組合というところから新しくそういったこともやり始めてる中、大変かもしれませんが、再度そういった一戸建てに関して、自治会のない場所に対しての自治会の立ち上げ、設立に対してのことをやっていただきたいんですが、これについてどのように思いますか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、関野議員のほうから東村山の自治会マニュアル、御紹介いただきましたけれども、非常に好評だということは新聞報道などでも承知してるところでございます。なかなか、ある地域、自治会のある地域で加入の方法なんていうのは、やはり関野議員が御紹介していただいている先進市のところでは、自治会長が転入した方に加入促進のお知らせを入れてるところもあるよなんていうところも御紹介いただいたところもございますので、その辺、いいところは今の自治会の自治会長さんに、こういう方法もあるよなんてことはPRしていきたいなと思っておりますけど、なかなかない地域に入っていくところが難しいと思っております。その中で、どのようにしてやっていけばいいのかというのは、先進市の事例も関野議員から、今回の一般質問に当たりまして、こういうところも、いろんなところやってるよというところも、関野

議員からの情報で得たところでございますので、その中で当市に合ったやり方というのを模索し、今後、市で、またそれが可能なのかということは検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ある意味、新しくつくるってことは、整理するということでもあるんですね。今自治会、形を見たりすると、自治会の範囲というのが、ちょこっと1軒だけ飛び出てたりとか、ここは、「えっ、何でここ、私はこっちの自治会なの」というような範囲になってたりとか、いろいろときれいに四角くなってるというか、そういう区割りができてない状態でもあります。だから、そういう意味では、今ある自治会と同時に、その隣に少しずつふやしていくような形で、管理のしやすい、この地域はここというような、市のほうでもわかりやすい、そういった自治会をつくっていただきたいなというふうに思っております。まあ正直、市長就任から、26年、35.1%というところですから、実際のところそんなに世帯数としては減っていないですけども、マンション管理組合がふえたというところから見ると、一般のところは大分減ったんだろうというところになりますので、最低でも市内50%、まずは目標として自治会加入率を上げてほしいと思うんですが、いつまで目途に頑張ろうと考えてますか。

○市長（尾崎保夫君） 自治会につきまして、いろいろと御意見をいただいたわけでございますけども、加入率を上げるということは地域の——今回の防災等を考えますと、本来的にはもっともっと加入率が上がってもいいのかなというふうには思っているわけでございますけども、今のところこれだという方法がなかなか見つからないというのが、正直な話かなというふうに思っております。私も議員のときに、第十小学校の近辺で自治会をということで、実際にそこに職員がいてやってみたけども、なかなかその後うまくいかなかったとか、やはり今現在の自治会のあり方そのものも、大変な状態にはなっているのではないかなというふうには思っているところであります。

特に大規模自治会ということになりますと、いろんなことが自治会からできると。要するに人的な補給という意味でも、人材もあるということもありますけども、やはり少人数、そんな多くないような自治会、何十、100とか、そういう近辺の自治会ですとね、なかなか役員の方が高齢化すると、次ができなくなってしまったりとか、そういった意味では厳しいものがあるかなというふうには思っているわけでございますけども、マンション管理組合は自治会には入ってるところは少ないわけですけども、自治会と管理組合がイコールというところは少ないだろうというふうに思いますけども、そういった意味で、これから大勢住んでいるところに新しく来た方々には、しっかりと自治会というものを知っていただくという意味で、ユニオンの夏祭りに行ったときに、あそこはすばらしい自治会というか、組織があつてましてね、あそこは自治会と管理組合というか、もともとが自治会組織をつくると、要するに地域コミュニティーをしっかりとつくることが、そのマンションの価値を上げるという言い方はおかしいですけど、そんな考え方から出てるのではないかなというふうに思いますけども、その自治会の中ですばらしい活躍をしているし、また活動ですね、広範囲にわたってやっていると、一緒になっているような機会を設けてお話を聞かしていただいているわけですけども、それと同じようにほかの自治会のほうの方の情報を聞きますと、やはり規模の問題等もあつてなかなかうまくいかないというふうな話もありますので、それではということで、あの地域全部の管理組合に連絡をして、どうしようかという声がけをしていただいたわけですけども、その結果としていろんな方々が話をし、聞いてみようかということで参加していただいているわけですけど、これは一つの固まった、管理組合という一つの組織があるから可能だというふうには思っているわけですね。

それ以外に、個別のところについて、じゃどのように対応していったらいいのかというのは、残念ながら今のところ、じゃこれだというふうな決め手になるものはないというのが正直な話だというふうに思うんですね。何かあれば、当然それを手を打ってやるというのは当たり前のことだというふうに思ってますけど、現時点でこうやればいいと、職員は一生懸命、どうしたらいいかということで一生懸命やっているとというふうに私は感じてるわけですけどもね、それでもなかなかいい手がないということで、いろんなところに行って、どうしたらいいかという情報も得たりとか、あるいは地域の人たちとしっかりとパイプを持ってというふうな話もさしていただいて、やはり地域の中に出ていって、そういう中でいろんな話をする中で、初めて地域のことがわかるだろうしということで、いろいろと話をしています。

それと、もう一つは、職員自身もそれぞれ住んでる。それぞれのところに住んでるわけですから、そういう中で自治会等の活動のほうに参加している職員も大勢いるわけですね。そういうふうなものを、職員の知識やノウハウ等も、これからつくってかなきゃいけないんだろうというふうには思ってますけど、現時点ではまだそこまではいってないという段階かなというふうに思っています。これからいろいろと暗中模索しながら、あの手、この手を使ってやっていければなというふうには思っています。

以上です。

○8番（関野杜成君） いろいろ試行錯誤、やられてるところで難しさがある。私もそれはよくわかります。

今ちょうど最後のほうに市長が言われてましたが、職員も東大和市内に、そこに住んでるというお話がありました。ある意味それが、私が先ほど言った日野のほうの担当制度、ある意味その地域に住んでる職員が、そこでそういう担当になって、自治会を活性化していくというような形でもあります。やはりこういうのってというのは、市側から一生懸命、何回も何回もお話をしていかないとなかなか立ち上がるのも難しいのかなと。もちろん自治会ができれば、自治会長もいなきゃいけない、副会長もいなきゃいけない、役員もいなきゃいけない、そうなるとその方々はいろいろと仕事以外でも、自分の生活以外でも、そういった活動をしなきゃいけないというところがあるから、なかなか手が少ないというところはわかります。私の自治会でも、役員になるんであったら自治会やめますっていう方がやはり多くおられます。ただ、やはり自治会、結局そこを何とか説き伏せて役員になっていただくと、やめるときには、ちょっと私、もうちょっと役員やりたいなって。やっぱりやってみると楽しさがわかる。ただ、やんないと何もわからないっていうような部分もありますので、いろいろと難しいかもしれないですけど、まずは市としてどのような形で、どこにどういう自治会をつくっていったほうがいいのかとか、じゃこの地域の連合体としてどういう形にしようとか、そういうところから考えていったらどうかなというふうに思っています。その上で、その地域に、まずはあちこち行くのではなく、まずその地域、一つの地域を狙って少しずつつふやしていく。皆さんと話して、自治会をつくるという方法が私はいいいのかなと。

もちろん市内には賃貸住宅等があります。そういう意味では、賃貸住宅だとなかなかわかりません。以前もこの賃貸住宅に対しての自治会加入に対して、どのようにすればいいかというのは提案をさせていただきました。賃貸住宅はほとんど、普通は不動産屋に行って契約をしてという形です。東大和では、まだそういうのはされてないのかなと思うんですけど、他市では不動産屋のほうに家賃と自治会費というふうに書かれています。家賃と自治会費が一緒に引き落とされます。そういう意味では、その方が自治会に入り、その自治会の情報を提供するということがされています。そういうような形で、賃貸であれば不動産屋と手を、手を結びと言うの

もどうかと思いますが、一緒になって協力してもらって、そういう活動を行うとか、または新しいところにはそういった形でつくるのか、何かしらの方策をとっていただければなというふうにも思っておりますし、先ほどマンション管理組合のほう、そういったのもやっているという中で、多分そのマンションの方は、近隣の人といろいろな形で情報交換したりと、先ほども言われてましたので、そういうのもうまく使って、その近くに一軒家があって、そこが自治会がないということであれば、そのうまい、いい風というか、流れをうまく使って、そこに自治会をつくるという方法も、また一つかなと思っております。

まずは、市としてそういったものが本当に必要なんだというような動きを見せていただきたいなど。実際、ただ単に自治会の手引きだったり、自治会加入の案内だったり、そういうものを配るだけではなく、新たな地域にはこういったのが、もし住んでるところに自治会があるのであれば、そういったことをお伝えするとか、そういったことも必要だと思いますし、東村山の先ほど言った自治会加入マニュアル、こういったものももっとちょっと内容を見ていただいて、必要な部分をとっていただき、新しい自治会の手引きとしてつくっていただければなと要望をして、この部分での質問は終わりにさせていただきます。

次に、みどりのおばさんについてです。

まあこれもそうですね、10年前でしょうか、私がたしか議員になったときになくなっちゃったのかな。というような記憶が、ちょっと曖昧で申しわけないんですけども、あります。現状、もちろん復活というのがいいなというふうに思うんですけども、やはり地域を見てると、その保護者だったり、いろいろとスクールガード、PTA、そういった方がいろいろ協力をされてると。ただ、よくよく見ていくと、やってる方って大体決まってきたんじゃないかなというふうに感じてます。

今九小のほうでも、実際そういった形でやられてるんですが、もちろん青少対の方だったり地域の方だったりという形でやってるんですが、その中に民生委員さんとか、そういった方も出てやられてます。ただ、その方はもうそろそろ、ちょっと足腰がというか、年なのでというようなお話を伺っていますが、実際そういう人がやめることによって誰もやる人がいなくなると。やはりそういうところが、一番問題なのかなというふうには思っております。そういう意味で、私はみどりのおばさんの復活というようなお話をさせていただいたんですけど、まあ一番いいのは保護者だったり地域の方、そういった方がしっかりとローテーションを組んでできれば一番いいのかなというふうには思っているんですが、なかなかちょっとそこの——先ほども負担軽減をどうしていくかというようなことも話されてましたけど、ちょっとその部分に関しての問題点、今その学校のほうに、学校というか教育委員会のほうに入ってる問題点について、何かありましたら教えてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学童交通擁護員の件でございますけれども、平成12年当時でしょうか、いろいろと市の中で見直しがされ、現在に至っております。その間、東大和市の新しく保護者になられた方など、あるいは地域の方々、また個人や団体、さまざまな方々の御協力を得ながら、現在の姿といたしますか、現在の形が定着してきたというふうに認識しております。その中で、活動されてらっしゃる方には、やはりこの子供たちの登下校の交通安全の見守り以外の活動にも熱心な方も大勢いらっしゃるということも承知しておりますし、またいわゆる高齢化といたしますか、だんだん御自身の健康の問題ですとか、家族のことなどでということで、活動から少し遠のかざるを得ないというような、そういう課題も出てきているということも承知はしております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） せっかく今のような形ができたにもかかわらず、やはりある個人にそういうものが集中

していくと、やはりその方もできなくなってくると。悪い流れになってくる可能性がありますので、各地域でそういった話し合いをしながら、いかに保護者からの協力だったり、地域の方の協力だったり、そういったものを得ていくかというのが必要なのかなというふうに考えてます。正直、先ほど言った小学校では、「私できますよ」って言う人いるんです。中には、「いや、私、仕事があるからちょっとできません」。結局、見ると、その「私できますよ」って言った人がほとんど毎日のようにやっています。そういうのだと、その方、1人に頼っていると、実際その方がいなくなったら誰もやる方がいなくなるという流れも起きてきます。場所によっては、しっかりとそういった組織ができて、しっかりとやられてる小学校の地域もあります。そういう意味では、やはり先ほども他の議員からの質問でもありましたが、安全というところから考えると、まずはそういったことをしっかりと組織化をしていくのが、ある意味、教育委員会の役目でもあるのかなと。そういったのをしっかりと指導を、教育委員会から学校側にして、どのような形でそういう組織をつくっていくか、そういったものが必要だと思いますが、現状そういうものが必要な学校って何校ぐらいあるのかっていうのは把握はされてますか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 今議員がおっしゃられましたように、地域、学校によってボランティアをされる方の高齢化ですとか体制に違いがあることは認識しております。ただ、その中で活動に際して相談を受けた場合には、無理のない範囲で、できる範囲でということのをベースにしまして、教育委員会だよりや学校だより等を通じて、少しでも多くの方に活動に関心を持っていただき、継続的な見守りをやっていただけるように、そういった広報活動を努めたいと考えております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） そうですね。実際、「私、仕事だから」って言うてる人も、例えば何か事件起きて、登下校、お父さん、お母さんが行くとき、そういったときはやっぱり来るんですよね、自分たちの子供が大切ですから。そういう意味では、もしかしたら仕事じゃなくて面倒くさいから出ないという方も中にはいる可能性もあります。「何で関野、こんなこと言ってんだよ」と言われるかもしれないですけど、間違いなくそういった方いると私は思ってます。そういった方になるべく出ていただいて、子供たちをしっかりと守っていただく、そういったことをやっていただきたいなというふうに思っております。

ちょっとこれに関して、次の信号に関してもちよっと係るので、また後で、一度終わりにさせていただきます。

次に、東大和市駅前の信号についてです。

一般質問をして、その要望後、歩車分離式信号機に変更をしていただきました。まあ実際のところ、その後、私のところに何十件もメールが来て、「渋滞どうするんだ、おまえが何かやったからこうなっちゃったじゃないか」という、いろいろメールが来ました。ただ、そのときに二、三カ月そういった、近隣、近くの信号機とうまく調整しながら図っていきますというようなことも市からいただいたので、そのとおりに私もメールをお返ししたところ、まあ何とか納得はしていただいたかなというふうには思っております。

ただ、最近ではないんですが、実際まだ調整中ですということだったので、そのときは言いませんでしたが、歩車分離に実際のところなってるんですけど、ハミングホールから立川に——ハミングホールからという言い方も変だな。あそこ、ちょうど、どっちって言えば。まあ、いいか。ハミングホールから立川に向かっていくところ、あれのちょうどマクドナルドありますよね。マクドナルドからハミングホール側に向かう歩行者の信号が一緒にあそこ青になってるんですよ。それによって、そこの近くにバス停がありまして、バスがとまっ

てて、それをよけて車が行くんですけれど、その車が左折をしようというような状態になると、歩行者が通っているために、どうしても後ろの車が行けない状態なんですね。本来だったら右によけて行きゃいいじゃないかという話なんでしょうけれど、右には右折レーンがありますので、そういう意味ではあそこでバスがとまることによって渋滞が起きるということが毎回生じてます。そういう意味では、あの歩道、なぜ車が青になつてるときに一緒に青にしちゃってるのか、せつかく歩車分離でやっているのであれば、自動車が通るときはあその歩道は赤にしておくべきなのかなというふうに思うんですけども、この点についてどのように考えてるか、また警察のほうとどのようなお話をされてたりしてるのか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） ただいまの横断歩道のところの件でございますが、この部分につきましては、青梅街道方面が青のときに、その横断歩道についても、そこだけ青の状態になってございます。その理由として、この歩車分離式になりましてからのことでございますが、スクランブル交差点にできないことということが、まず一つの理由がございまして、その上で歩道の滞留場所が狭いということがございまして、駅に向かう等の市民の歩道への滞留を少なくし、歩行者の流れをスムーズにするための対策ということで警察のほうからは聞いてございます。これにつきましては、歩行者も円滑に通行させなければならないということが、道路交通法の中でもそういうことで書かれてますので、そういうことから車両のみだけでなく歩行者についても、円滑に通行させるということが第一であるということの理由ということの回答でございました。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） まあ、ある意味、円滑になんでしょうけれども、歩車分離にしたということは、歩行者の安全性をというところでもあります。そういう意味では、実際、朝、皆さん急いでますから、そういったときにああいうような形で信号が変わると、何かしらの事故がそのうち起きてしまうのかなという心配でなりません。もう一度、警察といろいろお話をさしていただいて、あその部分、何とか歩車分離式ですから、別々に青にせずに、歩行者が通るときは全部青、ただ車が通るときは全部赤になる、そういった形でもう一度交渉をしていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在の状況でございますが、警察署によりますと、現在の方法で交通事故等が、平成25年度も事故ゼロ、平成26年も11月26日現在まで事故ゼロということで、今の状況が最も最良の状態ということで聞いてございますが、今後、歩車分離のみだけではなく、その青梅街道の右折矢印の信号の設置なんかも含めて、警察署のほうには要望していきたいと思っておりますが、現在のところはその横断歩道につきましては、現況のままで最良ということ聞いてますので、その辺のところはもう一度警察のほうと確認しながら、今後進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） わかりました。

まあ警察というのは結局、事故が起きないということです。先ほども芝中のって言わせてもらいましたが、芝中のところも信号つきました。まあ、あのときは私が事故で逃げたやつを追っかけてって捕まえましたけれども、どっちも信号がついてるのは、事故があったから信号がついてるんです。ほかのところにもそうですけど、私が中学校のとき、友人がやはり亡くなって初めて信号がつくとか、そういったことが起きてます。人が死んで、または事故が起こってからそれを直すというやり方ではなく、少しでも危険がある場合、ゼロだからやらなくていいではなく、何百回に1回のタイミングで、何万回に1回のタイミングでそういったことが起こります。ましてや、あそこをそういうふうにしてることによって、点滅信号だからっていつて走ってくる、や

っぱり歩行者もおります。赤になっても、そのまま通る歩行者もいます。そういう意味では、やはりどっちかが何かそういうきっかけがあると事故が起きるんですけど、現状、起こってないというだけです。そこに関してはやはり安全性を確保というところから考えると、しっかりと警察署とお話をさせていただければというふうに思っております。

これに関して、やはり歩車分離って私、正直ちょっといろいろ調べたら、今警察ってこの歩車分離を推進してるんですね。そういう意味では、前はスクランブル交差点というようなお話もさしていただきましたが、ある意味、先ほどのみどりのおばさんじゃないですけども、そういったところでたしかほかの方からも出たと思います。桜街道の駅前とかが通学路で危険だとか、そういったところについても歩車分離を設置するとか、またはヤオコーだったり、いろいろな市内にはそういう歩行者がいることによって車が渋滞をしていたり、その車が渋滞していることによって歩行者が危険になってたり、そういった箇所はたくさんあります。まだ、警視庁としては全国で3%ぐらいしかいってないということで、なるべく二、三十%まで持っていきたいというようなお話もされました。そういう意味では、まずはどういったところ、市内で歩車分離の信号設置ができるのかを検討していただいて、警察と協議をしていただきたいなというふうには思っておりますが、ちょっと2つ言っちゃったんですけども、教育委員会とこちらで、両方で答えていただければと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 　ただいま、この東大和市の駅前の交差点以外の信号のことも含めて、御要望というか御意見いただいております。私たちも、ほかのところの交差点の交通の処理においても、渋滞発生だとか事故を未然に防ぐために安全対策をという御要望をいろんなところからいただいておりますので、今後、警察と通行の環境とか状況の整備によってまた交通の状況が変わってきます。そういったことの生じた場合には、きちんと調整をし、お願いをしていくというようなことで進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 　教育委員会におきましても、児童・生徒が登下校に限らず、交通の安全ということが環境的にも整うということが望ましいと考えております。市内では、桜街道の駅の付近にも、そのような歩車道分離信号機の方式で、子供たちがそのような環境のもとで安全にということも図られておりますので、今情報いただきましたけども、全国的にそのようなことが広がっていくことで、東大和においても子供たちの登下校の安全がさらに高まることにつながればと考えております。引き続き情報収集に努めてまいりたいと思います。

○議長（尾崎信夫君） 　ここで10分間休憩いたします。

午後 3時37分 休憩

---

午後 3時47分 開議

○議長（尾崎信夫君） 　休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（関野杜成君） 　今、歩車分離について市のほう、また教育委員会のほうから、情報収集をして相談をしていくというようなことを言われましたので、しっかりやっていただければというふうに思っております。

それで、情報といたしまして、これ警視庁交通部長または各都道府県警察本部長殿というような冊子を見かけました。その中には、歩車分離制導入の検討に関して、管轄区域内の安心歩行エリアや通学路、バリアフリー、重点整備地区等の交差点を含め、地域住民からの意見、要望に対しても検討すること。さらに信号機を新設する場合には、歩車分離型の導入を検討することというような書類が、警視庁交通部長だったり都道府県本

部長にこれは出されています。そういう意味では、ある意味、警察としてもやりなさいというようなことだと思いますので、この書類、後でお渡ししますので、よければしっかりといろいろ、ああ言ったらこう言う、こう言ったらああ言うというのを押し戻しながら警察とお話をさせていただければなというふうに思っております。

あと先ほど歩車分離の部分で、例えば押しボタンを押すと歩車分離になるとか、そういった方法も一応この中には書かれています。押しボタンを押さないと、歩行者は通行できない、簡単に言えば歩行者のところは青にならないというような方法もあるらしいです。そういう意味では、ちょっとこちらのほう検討していただいて、子供たちの安全もそうですし、一般市民の安全、歩行者の安全に取り組んでいただければなというふうに思っております。

次、4番目、最後のですが、各種届出確認方法について。これは保育園の申請時、または生活保護者の現状の確認についてです。

これについては、22年の12月だったり、24年だったり、何度か質問をさせていただいております。まず保育園のほうなんですけども、この質問をした理由は、ちょうど9月議会、1個前の議会ですね。そこで、他の議員が同じように質問をされたときに、答弁の中で、実態調査ですとか直接伺うことはまだしていませんという答弁があったので、おいおいちょっと待と、私が質問して検討してやっていくというようなお話があったのに、結局やってないのというところから質問をさしてもらいました。

これ、私が一番初めて出したときのことを覚えてる方がどれくらいいるのかなというふうには思うんですけども、ちょっと私も議事録を確認をしたときに、今、結局いない方だったりというような形もありましたし、全く関係ないんですが、副市長がちょうど学校教育部長だったときの時代にお話をさせていただいております。

これは私があるファミレスに行ったときに、ファミレスで仕事というか、パソコンでちょっと仕事したんですけど、その横に若い子供を連れてお母さんと子供を連れてないお母さんがお茶をしてたんですね。まあママ友のお茶会なのかなというふうに思っておりましたが、そこでお話しされてる内容をちょっと耳をダンボにして聞いてみたところ、「保育園、私、入れないのよ」という話をしてたんです。そうしたら子供を抱いてないお母さんが、「いやいや、うまいことやれば入れますよ。例えばね、こうこうやって」みたいなことを言ってるわけですよ。おいおい、そんなことやって入ってるやつなのか、こいつはと思ったんですけど、まあそこである聞いたことあるような名前が出てきたり、またはその方々が帰ったとき、正直、私、後をつけちゃいました。後つけたら、あるところにやはり皆さん行っていました。そういう意味では、そういうことをやられてる方、そういうことを、こうやるんだよという方法を教えている、不正をとっているんですかね、不正を教える方がいるのかなというところから、質問をさせていただいております。

先ほど答弁の中では、結果的には今後抜粋して訪問していきますというようなお話、答弁がありました。正直、その答弁をいただくと、これから先、保育園に関しては再質問ができないかなというところでもあります。本来であれば、全部を回ってほしいなというふうに思いますけれども、やはりマンパワーから考えると、なかなか難しいのかなと。ただ、そういうのを抜粋してたまに回っていくというようなことをするだけで、そういう悪いことをする親御さんたちというのが減ってきます。ある抑止力にはなると思います。まず、そういう抑止力になって、そういう申請をしてくる人を排除することによって、実際に入れてあげなければいけない方々というのが入れるというところにもつながってくると思いますので、先ほど市長答弁にもありましたから、今後またどのようにやって、どのような形でやったのか、別の議会で質問したいと思っております。

次に、生活保護のほうです。

生活保護のほうに関しては、1人、100名、今担当になっちゃってるんですね。まあ以前お話したとき、120名だったりという時代があったというようなお話も聞きました。多分基準では80名当たりというようなことなのかなというふうに思いますけれども、確かに1人当たりの担当人数がふえてしまってるというのも、大変かなというふうには思いますけれど、やはりこれも保育園と同じように、抑止力じゃないですけども、違反をしてる方がいないかどうか、そういうのを見ていくのも一つだと私は思ってます。

先ほど市長答弁にもありましたが、事前に電話予約をして、いついつ行きますという形で行うと、やはり実際にひとりで住んでるというような形で申請しても、ほかの方が住んでたりとか、そういうことがあったとしても、いついつ行きますという予約で行ったら、その人、その部屋から出ていってしまいますし、わからないようにその人の荷物をどっかに持ってったりとか、そういったことを行える時間を与えてしまうんですね。そういう意味では、今後、申請書類の提出というものにも定期的に、アポなしでというのが私は一番ベストかなと思うんですが、伺うことがありますとか、そういった形に変えていくのも一つなのかなというふうに思っています。やっぱり電話をすれば用意ができる。どうしてもアポとりたいというのであれば、その方の家の下に行ったときに電話をして、これから伺いますという形を行ってもいいと思います。

前も、どなただったか忘れましたが、答弁の中で、行っていかなかったら無駄になるというようなことを言われました。私、そのときに言わしていただきました。民間の営業の人は、1回行ったって話聞いてくれません。10回行って初めて名刺を受け取ってもらえる。20回行って、やっと話を伺ってもらえる。30回行って、いいものであれば契約がしてもらえる。それぐらい一生懸命働いて、この東大和市、ましてや国、都に税金を納めているんです。その税金を使って、こうやって市民の生活、最低水準の生活を出してるのであれば、やはりそこもしっかりと、市役所の職員でも1回行っていかなかったら時間の無駄になるじゃなくて、いきなり行っていなければもう一度行く、時間を変えて。そういったことを行ってほしいなというふうには私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 訪問についての御質問でございます。前回の一般質問の中でも、基本としては、約束訪問を基本としているということを答弁させていただきました。これにつきましては、東京都の運用事例集という中に、世帯の日常生活の場に立ち会うことから、事前に来訪予定及び目的を告げ、調査に必要な最小限度の時間の調整の上、できるだけ簡潔に要件を済ませるところが基本とされてますことから、基本約束訪問をするというところの取り扱いに従っているものでございます。ただ、保護の実施上、臨時に訪問を行い、調査確認または指導等を行うという事項が生じた場合には、まあ臨時訪問ということがございますので、そういう中では約束ではなくて直接行く場合も適宜あるということでございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） まあそうですね。あくまでも基本ですから。やはりそういった形で行うことによって抑止力にもなりますし、そういった方々が申請をしてこなくなると。東大和は、こういったことをやってるから、ちょっとこれ申請して金もらうのやめようかな、悪い人はそういうことをやっぱり考えますから、まずはちょっと大変ですけど、1名に対して100人、100世帯を見てるところで大変ですが、そういうことをやるともしかしたら世帯数が減っていくかもしれない。まずはそういった部分で、正直者がばかを見る世界では私はだめだと思います。悪い人間はしっかりと悪いという形で、それなりの対応をとらないと私はいけないと思っておりますので、その点についてしっかりと強化をしていただければなというふうにも思ってますし、今お話をされて基本以外でも訪問をすることがあるというようなお話をされてました。それについても、また後日、

一般質問でお聞きさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、私の一般質問は終わりにさせていただきます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 押 本 修 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、11番、押本 修議員を指名いたします。

〔11番 押本 修君 登壇〕

○11番（押本 修君） 11番、押本 修です。一般質問を行います。

まず1番目、補助金について伺いたいと思います。

東大和市商工会へ交付している補助金について伺います。

商店街への装飾灯維持等助成金についての市の考えは。

昨今の商店街を取り巻く急激な環境の変化を踏まえ、今後この助成金をどう扱っていくつもりなのか伺いたいと思います。

次に、防災について伺いたいと思います。

大規模災害時の帰宅困難者対策について伺いたいと思います。

東日本大震災発生時の状況と対応について、まず伺いたいと思います。

続いて、首都直下型地震発生時の被害想定と帰宅困難者数の予測について伺いたいと思います。

まず、市が考えている帰宅困難者数について伺います。

続いて、これまでの市がとってきた対応について伺いたいと思います。

最後に、今後、市が考えている対応について伺いたいと思います。

ここでの質問は以上です。あとは自席にて行わせていただきます。

〔11番 押本 修君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、商店街への装飾灯維持等助成金についてであります。現在、東大和市商工会におきまして、市の補助金を活用した中で商店街へ電気代等の補助が実施されております。この助成金につきましては、商店街の振興に寄与するものと考えております。

次に、今後の補助金についてであります。商店街の装飾灯につきましては、東京都の補助金等を活用して省エネルギータイプのLED化への交換も見受けられます。装飾灯は、商店街の活性化にも有効なものであると認識しており、補助金につきましては今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災発生時の帰宅困難者の状況と対応についてであります。平成23年3月11日に発生した地震直後から、公共交通機関の運転回避に伴って、東大和市駅と玉川上水駅に多くの帰宅困難者が発生しました。市では、南街市民センターと市民体育館を開放し、職員の誘導のもとに約200名の帰宅困難者を受け入れました。その後、翌日、3月12日には公共交通機関の運転再開に伴い、午前11時ごろまでに全員の方が施設から退館されております。また、一時的避難施設への受け入れに当たりましては、毛布と乾パンを提供いたしました。

次に、市が考えている帰宅困難者数についてであります。東大和市地域防災計画では首都直下地震等による市の帰宅困難者について、滞留者が5万9,513人、徒歩帰宅困難者数を1万5,194人と想定しております。

次に、これまでの対応についてであります。帰宅困難者対策として、現在、中小企業大学校と協定の締結を進めております。また、桜が丘地域の宗教団体施設と帰宅困難者受け入れの確認書を取り交わしております。

次に、今後の対応についてであります。現在、東大和市駅周辺の民間施設に対しまして、協定締結の働きかけを行っているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○11番(押本 修君) それでは、再質問させていただきます。

まず、商店街の装飾灯維持等助成金についてについて伺いたいと思います。

現在、商工会のほうから維持管理のための電気料等の補助を受けている商店街なんですけれども、全体のうち幾つの商店街がその補助金を受けているのか、助成金を受けてるのか、その辺について教えていただきたいと思っております。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 25年度の東大和市内にある商店街等の数でございますが、11団体ございます。そのうちに、商工会から装飾灯維持等助成金を受けている商店街等は9団体でございます。

以上でございます。

○11番(押本 修君) 昨年この12月の議会でも、うちの会派の中村議員のほうから同様の質問がありました。そのときも非常に今、商店街を取り巻く環境は厳しいと、それから原油高、それから円安ですね、こういうもの、それから今、原子力発電所が稼働してない状況で、発電については昔の火力発電をまた復活させてやっていると、どうしても電気代が高くなって、それが負担になっているという、そういう御質問が中村議員のほうからありました。それを受けて、現在、まあ再度の質問になるんですけども、市内の商店街を取り巻く環境、現在の環境の中で、この装飾灯を維持していく上での問題点ですね、この辺を担当としてはどんなふうに把握されてるのか教えてください。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 現在、電気料金が高どまりしております。それで、既存の装飾灯の電気料等が増加しております。また、商店街の装飾灯は設置して長い年数を経っておりますので、修繕や塗装の塗りかえ、電球の取りかえ等が必要と考えております。

以上でございます。

○11番(押本 修君) そうですね。昨年もそういうお話、御答弁があって、そのやりとりがあったことをよく覚えてるんですが、まあ1年、それから今たってるわけですが、その後、こういう状況、それからそういう要望について、市としてどんな対応をされたのか教えてください。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 市では商店街のほうから御用等がございまして、維持管理や修繕、改善等の御要望がございました。それに対しまして、商工会から要望書が参りました。それに基づきまして、26年度予算におきまして商工会に対する補助金を増額させていただいております。これを受けまして、商工会のほうでは装飾灯の維持管理助成金を増額しております。

以上でございます。

○11番(押本 修君) 私が伺ってるのは、この増額分、26年度については増額分は45万円というふうに伺っております。この45万円については、要するに用途として電気料に限定という形での増額というふうに伺ってるんですか、その辺いかがでしょうか。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 商店街が設置する装飾灯の電気料等に主に充てられております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） 電気料に対する補助ということで、上乗せ分45万円ということが、今年度、26年度の加算ですね、加算ということで商工会のほうに市が助成されたということでよろしいんですね。

それで、実際せっかく市のほうからそういう上乗せをいただいた26年度ではあるんですが、商店街のほうはそれ以上に状況が悪化をしております、要するに維持管理に耐えられない状況が発生をしております。実際のところ装飾灯を廃止する商店街も複数ありました。それから、例えば2灯、1つの1基、1基の装飾灯に2灯、電灯がついている部分を半分消灯したりとか、そんな形で対応している商店街が実際出てまして、皮肉なことに逆に電気料を使わなくなった状況が発生しています。こういう状況で、逆にせっかく上乗せした部分が使えない、使い切れない状況が発生してまして、かつその助成金は電気料に充てるという用途が明確になってますので、この場合、使われなかった助成金というのは返還する必要があるのでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 商工会のこれは装飾灯維持のための助成ということで、交付金でございますけども、今課長のほうで説明いたしましたけど、主に電気料ということでございますが、この助成の対象につきましては、装飾灯の電気料のほかに、装飾灯の改修費用等、これも含んでございます。そうしたことから、電気料に使用されていることが多いわけでございますけども、その他も活用可能でございます。こうしたことから、その範囲の使用であれば助成金の返還はないというふうに考えてございます。

○11番（押本 修君） 電気料等ということですので、その改修費なども含まれるということなんだろうけども、やはりここで逼迫したのは、あくまで電気料に対するものが厳しくなったという状況があったので、その年に、その改修にかかる必要が発生してればいいんですけども、なかなかその年によって、その改修も、毎年改修費が一定かかるということでもないと思いますので、この場合、例えばその残った助成金について、用途を外した区分、用途区分を外すといいますか、ほかの商工振興に使えるような助成金の扱いというわけにはいかないのでしょうか。

○市民部長（関田守男君） この要綱は、商工会の装飾灯の維持管理の助成ということの要綱でございますので、これに基づき私ども商工会のほうに助成をしてると、こういう経緯でございます。そうしたことから、今お尋ねの件につきましては、装飾灯関係というところでの助成でございますので、用途を一定の範囲で定められるというふうに考えてございます。

ただ、今後につきましては、今その電気料がかからなくなってるという商店街もあるというようなことでございますので、商工会の要望を考えながら、内容をまた検討する必要があるというふうに認識はしてございます。

○11番（押本 修君） 確かに、当初は電気代の補助という意味で増額をしていただいた部分ではあるのですが、せっかく市のほうから助成という形で商工会のほうに行ったお金ですので、あればあったで商工会のほうは、そこは恐らくいろんな形で、商工振興という意味で使う目的というのはあるでしょうから、ぜひその辺は商工会のほうとうまく調整をしていただいて、当初、電気代ということの目的ではあったんでしょうけども、せっかくですので、ぜひその辺は有効に使えるような形で金額を、来年以降もその金額が商工会のほうに渡るような形で、ぜひ調整はしていただきたいと思いますので、これは私からの要望です。よろしく願いいたします。

続きまして、防災について行きたいと思います。早くて済みません。

先ほど市長答弁のほうで、首都直下型地震のときの帰宅困難者数、それから5万9,513人という数字があり

ました。それから——まあいいです。それから、徒歩の帰宅困難者が1万五千幾つという数字がありましたけども、これかなり大きな数字というふうに捉えたんですが、その辺、市としてはいかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 先ほど市長のほうから御答弁いただきましたが、首都直下地震等によります帰宅困難者数の推計でございますが、滞留者数でございますが、こちらについては5万9,513人ということで、前回の修正前につきましては4万3,696人ということでございました。また徒歩、帰宅困難者ということでは1万5,194人ということでございます。前回の修正前におきましては4,113人ということでございました。こちらにおきましては、相当な人数を帰宅困難者ということで地域防災計画上、捉えております。

以上でございます。

○11番（押本 修君） これはさきの東日本大震災のときにも、東大和市駅、それから玉川上水もそうですけども、西武線がとまってましたので、滞留をしたという経緯がありましたけども、この1万5,194人が帰ることができなくて市内に滞留してしまうということによろしいんでしょうか。また、この数字を出す根拠というのは一体どの辺からなんでしょうか。その辺、お願いしたいと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 帰宅困難者数の数字の算出の根拠でございますが、こちらにつきましては平成24年の5月17日に、都庁で開催されました区市町村の事務担当者の説明会におきまして、東京都から示された滞留者の数値を根拠としてございます。この滞留者数を出すに当たりまして、平成20年のパーソントリップ調査というものがございまして、そこから算出したということでございます。このパーソントリップ調査というのは、人の移動の調査ということで、どのような人が、どのような目的で、どこからどこへ、どのような交通手段で移動したかなどを調べる調査でございます。ここから鉄道や自動車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができるということでございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） この1万5,194人という数字なんですけども、市内にある例えば企業であったり、それから学校に通勤、通学でお見えになってた方が帰れなくなってしまうという数字というふうに捉えてるんですけども、例えば企業であったり学校というのは、その社員であったり、その生徒に対して、帰宅ができなくなったときの対応というのは当然そこでそれぞれ対応していただく部分もあると思うんですが、それに漏れてしまう方たちも当然いると思うんですけども、その辺の人数は市としてどういうふうに捉えてるんでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市では、東京都の帰宅困難者対策条例に基づきまして、事業所や学校に対しまして3日分の水、食料等の備蓄に努めるよう求めてございます。また、それ以外の人の人数把握につきましては、東日本大震災のときには、東大和市駅及び玉川上水駅で多数の滞留者が発生いたしました。南街市民センターや市民体育館へ、市の職員がそのうち約200名ほどを御案内いたしました。このことから、曜日や時間帯で人数は異なるというふうに考えてございます。一概に何人であるというふうに把握するのは、大変困難であるというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（押本 修君） がしかし、実際災害が起きたときには、そこは市として手を差し伸べる必要があるわけなんですけども、そういう方々への対策として、実際どの程度の用意ですね、例えば施設、どんな施設が必要で、どのぐらいの人数が必要になるかというのは、市としてはどういうふうにお考えになってるんでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 東日本大震災からの経験からいたしますと、最低でも400人から500人程度は必要

であるというふうに考えてございます。施設の内容でございますが、できれば一時休息施設といたしまして、畳のスペースがあれば非常にくつろぐことができるのかなというふうに考えてございます。しかし、そのような部屋はなかなか探すのは難しいと考えられますので、提供いただけるスペースがあれば、それにこだわるものではないというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（押本 修君） 今お話になった想定される滞留者ですね、こういう方たちに対して、現在市で確保されている施設の数と、それからその施設に収容できる人員ですね、この辺、もし今現在確保されてる分についてお願いします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 現在、市でお願いしてる施設につきましては1施設でございます。収容人員につきましては300人でございます。また、さらに協定を進めている施設が1施設であります。収容人員につきましては、約500人でございます。

以上です。

○11番（押本 修君） まあ東日本大震災以降、数年たってるわけですけども、これまでどういう、時系列と言うと変ですけど、どんなこれまでの対策というんですか。先日、市内の宗教団体の施設との申し合わせ事項の締結といいますか——というのがあったんですが、それまでにどういう対策をとられてたのか、ちょっとその辺についてお話してください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 東日本大震災以降、市がとってきた滞留者の対策でございますが、中小企業大学校と折衝してまいりましたが、締結にまでは至っておりませんでした。しかし、協力の確認がとれましたので、市長名によりまして依頼文を送付したものでございます。現在は協定に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○11番（押本 修君） 今、中小企業大学校というお話が出ましたけども、なかなかそこがうまくいかなかったという話なんですけど、その辺どんな、何か理由というか原因があったんでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 中小企業大学校との締結ですけども、当初、東京校のほうに申し入れをしまして、東京校のほう自身は積極的な対応だったんですが、上部団体、本部のほうですね、本部のほうにその話を上げたところ、まああちらの事情もあって、その時点では締結はできないという返事をいただきました。ただ、現場サイドが非常に協力的だったということもありましたので、先ほど参事が申しましたとおり、それを確認する意味で、市長名で依頼文を出して、東大和市の地域防災計画も、そちらのほうに差し上げたという状況でございます。

以上です。

○11番（押本 修君） まあ当然公的な施設のほうに、先にお願いをして、そういう締結、約束を取りつけるということが当然先というふうに思ってるんですけども、そうではなく民間のほうから先に決まっていたという経緯があるんですけど、その辺、今のお話、ちょっと重複するかもしれないんですが、さきの市内にある宗教施設との締結のほうが先になってしまったという経緯について、ちょっともう一度済みません、説明のほうをお願いします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 宗教団体との施設の確認書を取り交わした経過でございますが、先ほど申し上げました中小企業大学校との協定は見送られましたが、市が災害時に要請すれば使用することができるというも

のでございました。その後、ことし6月でございますが、桜が丘地域におきまして宗教施設が建設されました。市では、大規模開発におけます審査段階で、既に全ての施設に災害時の協力を要請してございますが、この宗教施設も開発審査段階で市の意向を事務的に伝えておりました。その後、宗教団体から災害時の避難所として施設提供の意向が伝えられました。この宗教団体におきましては、東日本大震災の際にも東北地方におきまして積極的に施設の提供を行った実績もあります。また、その後、他の自治体でも避難所としての受け入れの確認書を取り交わしているという状況を確認しまして、当市も帰宅困難者を含む一時的な避難所として確認書を取り交わしたものでございます。

経過は以上でございます。

○11番（押本 修君） 承知いたしました。

ということは、中小企業大学のほうには早い段階で接触をしたんだけど、そこはなかなかうまくいかなかったと。そうこうしてるうちというか、まあ結構それって年単位でたってますよね。年単位で経過してて、市としてはそこに手当ができない状況の中、ありがたいことに民間のほうから申し入れがあったということでよろしいのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） まあ中小企業大学のほうにつきましては、先ほど申したとおりの経過がありまして、現場との確認がとれてましたんで、締結、結べればそれにこしたことがなかったんですが、確認がとれたということで一応自主的な確保ができたということで、その先に進んではいなかったということです。その締結が困難だという事情が本部の意向だというふうに、その当時、聞いておりましたんで、なかなかそれはすぐにも解決できる問題でもないというふうに、私のほうでも判断したという経過がございます。

それを、そういう経過があって、その後、たまたまその駅の近くで宗教団体の施設が建設されて、先ほど参事が言いましたとおり、大規模開発の施設がありますと、これは一律的に災害時の関係で市のほうに協力をお願いしたいという要請をするんですけども、それに対する回答がありましたんで、それを受けて協定のほう、覚書ですかね、締結に至ったという経過でございます。

その後、中小企業大学のほうですが、ちょっと大分時間がたった後ですけども、再度確認をしましたところ、現在は締結が可能という返事いただいてまして、こちらのほうは話が今スムーズに進みまして、今月には正式に協定が結べるという段階まで至っておりますので、まあ年内には中小企業大学校、それからその宗教施設と、2つの団体と協定ができるという状態になるというふうに思ってます。

以上です。

○11番（押本 修君） 承知いたしました。

先ほどちょっと数字をおっしゃってましたけども、この2つの大きな施設なんですけども、合わせて何人ぐらい収容ができて、それで先ほど市としてこういう、内容的にこういう設備があったらということをおっしゃってましたけども、実際そういうものが双方備えられているのかどうか、その2点についてお願いします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 宗教団体の施設と先ほど申し上げました中小企業大学校、合わせまして約800名を収容できるということでございます。最低でも400から500人程度は必要であるというふうに申し上げましたが、現在800でも、曜日、時間帯によりましても人数の増減がございますので、市としてはできるだけ多くの民間施設と締結を結んでいきたいというふうに考えてございます。

あと施設の内容でございますが、先ほど申し上げました畳スペースということでいいまして、現在、確認書を取り交わしてございます宗教団体の施設については、畳スペースが十分確保されているということでござい

ます。また、中小企業大学校におきましては、個人で泊まれる研修スペースということで、ベッドになります  
が、そちらのほうの研修室が約500ほどございますので、こちらの利用が可能かなというふうに考えてござい  
ます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） ありがとうございます。

最後、1点だけなんですけど、合わせて800ほどの人員が今収容できるという見込みがあるわけですけども、  
実際の災害が起きたときには、果たしてそれで足りるのかという問題も当然出てきますので、先ほども参事の  
話の中で、その他、民間の施設にもという話がありましたが、そのほかに具体的に今後もどこかと交渉しな  
きゃいけない部分が当然あると思います。きちっと一定の数は確保されたほうが安心かなと思いますので、今後、  
東大和市駅、それから玉川上水駅周辺で、どんなこと交渉をされていくつもりなのか、その辺、お願いした  
いと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） やはり震災が起きると電車がストップということが考えられますので、東大和  
市駅、または玉川上水駅ですね、駅に近いところのある程度のスペースを持った民間施設と交渉してまいりた  
いというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（押本 修君） まあ畳スペースがあれば、本当にそれは一時避難する方にとってはいいんでしょうけ  
ども、災害時ですので、そうは言わずに頑丈な建物があのあたり幾つもありますので、例えば大型店舗でもい  
いですし、本当に場合によってはいつまで済む可能性もありますので、あのあたりには幾つも建物がありま  
すので、数多く市のほうとそういうお約束ができていたほうが、災害時には非常に安心感がありますので、ぜ  
ひ引き続きそういうところとの締結を進めていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、押本 修議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時31分 延会